覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文 (一)

渡

邉

信

和

はじめに

Ι

徳太子伝記の公刊である。 徳太子伝記の公刊である。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置する幾つかったところである。とくに文保本太子伝と、その周辺に位置するところである。

されており、しかもそれらの全てが同一の書物とは思い難いところから、覚什『聖徳太子伝記』は『国書総目録』などを検するに三ヵ所に分載文庫の御許可を得て、翻刻並びに釈文を発表する運びとなった。覚什の『聖徳太子伝記』もその一つであろう。幸いに西尾図書館岩瀬

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

その現存点数も、成立も、著者覚什についても不明と言わざるを得ない。その成立の最下限を文明十九年と見るのは、根拠のないことではない。東京国立博物館に模写本として襲蔵されている『上宮太子伝記』は、その奥書によれば、親本は法隆寺に蔵される文明十九年丁未中夏に禅阿なる人物の書写、校合したものであることがわかっているのだが、その本が太子七歳の条までは、覚什の『太子伝記』によったらしい事が知らが太子七歳の条までは、覚什の『太子伝記』によったらしい事が知られているからである。また、かつて反町弘文荘から天理図書館に入った覚什『太子伝記』は、『弘文荘待賈古書目総索引』によれば、伝承として、青蓮院門跡尊応准后の書写になるものとのことで、それが正しいとすれば、永正年間ころには既に写本が存在したことになる。それはおくとしても覚什『太子伝記』の成立は、文保本以降、文明写本以前の十四としても覚什『太子伝記』の成立は、文保本以降、文明写本以前の十四としても覚什『太子伝記』の成立は、文保本以降、文明写本以前の十四としても覚什『太子伝記』の成立は、文保本以降、文明写本以前の十四としても覚什『太子伝記』の成立は、文保本以降、文明写本以前の十四としても覚けます。

本を底本とした。
 翻刻に際してはこれらのも多く、判断を留保して西尾図書館岩瀬文庫

Ħ

- (1)「文保本太子伝」については、未翻刻の物が多い。『聖徳太子全集』第三れらの一日も早い公刊を鶴首するところである。日光輪王寺蔵本等の翻刻が待た巻に翻醍寺蔵の抄出本が有るのみである。日光輪王寺蔵本等の翻刻が待た
- 二〇軒・一九八三) 第二号・一九八三)、牧野和夫「新出聖徳太子伝ニ種」(「斯道文庫論集」第(2) 小島恵昭・渡辺 共同研究「万徳寺蔵『聖徳太子伝』翻刻」(本紀要・
- 4) 阿部泰郎「中世太子伝の伎楽伝来説話――中世芸能の縁起叙述をめぐりりる芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。ける芹摘姫説話について」(本紀要・第9号・一九八七)がある。

- 本の作製作業など期待されることは多い。かつて、大量の聖徳太子伝類を調査した慶応義塾附属研究所斯道文庫の校(5) 牧野和夫による寛文版本の翻刻(三弥井書店・伝承文学資料集成)や、
- 入) 出稿「覚斤著『聖徳太子伝記』序文について」(「説話」第八号・一九八八)の註1に整理したが、『聖徳太子伝記』と目されるものと、そうでなさいづれもの中に、覚什の『聖徳太子伝記』と目されるものと、そうでなさいずれもの中に、覚什の『聖徳太子伝記』と目されるものと、そうでなさ、大子信仰』(綜芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(綜芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(綜芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(綜芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(綜芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(終芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(終芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(終芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(終芸社・一九七二)に検しても不明である。「国文学解釈と鑑太子信仰』(終芸社・一九七一)や、小倉豊文『聖徳太子伝記』とはみなしがたい。聖徳太子に対する認さものは、既に覚什『太子伝記』とはみなしがたい。聖徳太子に対する認識が全く異なっているからである。
- 不) 前掲阿部論文による。今は架蔵の『上宮太子伝記』紙焼写真によって検討する。同書下巻末に「文明十九年丁未中夏天書之同一校畢/愚筆禅阿/財する。同書下巻末に「文明十九年丁未中夏天書之同一校畢/愚筆禅阿/北当然文明十九(一四八七)年以前である。この本と覚什の『太子伝記』との前後関係は、必ずしも明確ではないが、もし、覚什の『太子伝記』との前後関係は、必ずしも明確ではないが、もし、覚什の『太子伝記』に先行するとすれば、巻八以降と覚什の『太子伝記』との関係や、太子にに先行するとすれば、巻八以降と覚什の『太子伝記』との関係や、太子にに先行するとすれば、巻八以降と覚什の『太子伝記』との関係や、太子には当然で乗り、が覚什の『太子伝記』の文の不整合を説明しにくい。逆にたって検挙の後半の覚什の『太子伝記』の文の不整合を説明しにくい。逆ににおって検挙の後半の覚什の『太子伝記』を書写したとすれば序のあとの署で表示の「上宮太子伝記」紙焼写真によって検名を落としていることの意味が明らかではない。いまは一応覚什の『太子伝記』を書写したとすれば序のあとの署である。同書下巻末に「文明十九年丁未中夏天書之同一校畢/愚筆禅阿/大子伝記』紙焼写真によって検

伝記』が先行したものと見る。

(8) 『弘文荘待賈古書目総索引』(八木書店・一九八八) では永正の写本としる。反町引文荘の記述の根拠となった極札は疑義があの物と判断している。写真に見るかぎりではその文字の様は阿部論文に、近世初て、伝尊応准后(青蓮院門跡)筆としているが、前述阿部論文は、近世初る。

Ⅱ 著者覚什について

「室町時代以前成立聖徳太子伝記類書誌」の、ときは先行する先学の論述に従ったのである。それらの根拠は阿部隆一とき、『覚斤太子伝』あるいは『覚斤太子伝記』と記述 し てきた。そのとき、『覚斤太子伝』あるいは『覚斤太子伝記』と記述 し てきた。そのとき、『覚斤太子伝』あるいは『覚斤太子伝記』と記述 し てきた。そのときは先行する先学の論述に従ったのである。それらの根拠は阿部隆一ときは先行する先学の論述に従っている。

本書の著者は一本は覚什に作り、一本は覚斤に作り、共に「遍照金剛遺弟」と冠する。「大日本仏家人名辞典」「密教大辞典」によれば、覚什は伊勢教王山第三代、法を済真に受けたと言えば、平安中期の人である。しかし、本書には鎌倉時代文永等の記事があるから、この覚什ではない。同名異人か、或は覚斤が正しく、什と斤は字形が似ているから焉馬の結果、有名な覚什に間違われたか、後考を俟つ。本書の成立は室町末近世初と見るべきであろう。

瀬文庫本は「温照金剛遺弟(覚斤」、神宮徴古館 本 は「温照金剛遺弟著者を覚什としているが、先に触れたところてあるが、現存する写本に岩ずしも同一のものとは限らない事もあって、論拠としにくかったこともでしる前代としているが、先に触れたようにその中に含まれる書籍が必とする記述が要を得ているように思われる。『国書総目録』の記述 で はとする記述が要を得ているように思われる。『国書総目録』の記述 で は

の上に「キン」と重書きをしているなど、総じて覚斤のほうが有力に思し、国会図書館蔵の十巻本でも「遍照金剛」遺弟(覚斤」とした「シウ」てゐ)がくきん」、天理図書館本は「遍照金剛遺弟(覚斤」としている(ヘキサールタサッタンロンド タッタック としているできた、岩瀬文庫蔵『異本聖徳太子の本地』は「へんせうこんかう ゆいぎぐピム

藤次の子に比叡山の僧、少僧都北野別当覚什の存在を確認した。近しいその後『尊卑分脉』の索引で覚什の存在を見つけ、検した結果、石浦われるからであった。

石浦藤次盛言-

者達の系図を左に引く。

の前任の門跡は是心院関白二条師良の息で、応永十六(一四〇九)年天る。弘化二(一八四五)年刊の『門跡伝』によれば、少僧正であった彼さらにこの人物が曼殊院の門跡となっていることをも知り得たのであ

うかは更に追究すべきものであるが、さしあたっては彼を著者に擬して示寂した准三后良什であった。天台宗の僧であり、彼に比定すべきかど息で永享三(一四三一)年に天台座主となり、長禄四(一四六○)年に台座主となった大僧正良順であり、彼の後任の門跡は成恩寺関白経嗣の

註

- (1) Ⅰ項註6参照。
- (2) Ⅰ項註6、拙稿「覚斤著『聖徳太子伝記』序文について」
- (3) いづれも架蔵の紙焼写真による。
- (4) 巻二、三〇八ページ。肩に「山 少僧都北野別当」とする。
- (5) 昭和五十三年・文献出版の複製本による。

Ⅱ 底本について

底本とした岩瀬文庫蔵本の書誌は以下のようである。

一 所蔵 西尾市市立図書館岩瀬文庫 図書番号 3709/卯/66

- 写本 五冊
- 一 鳥の子紙、列帖綴 第一冊、第二冊、第五冊各五折、第三冊、第四

冊各三折

- 寸法 縦二四、二㎝×横一八、五㎝
- 表紙 藍紙表紙

一題簽 赤地の金霞み引き紙、「聖徳太子伝記 一」(第一冊)等、第

二冊は欠落。

奥書など 第一冊、第三冊、第五冊に本文とは別筆で「イカコヤト

一 一面半葉各十行 一行十三~十八字(字高一八、四㎝)ウオウ」とある。

(2) また対校に使った岩瀬文庫蔵の『異本聖徳太子の本地』と題する覚什

『太子伝記』の書誌も以下に掲げる。

所蔵 西尾市市立図書館岩瀬文庫 図書番号 6729/71/6

一 写本 五冊

楮紙、袋綴じ 第一冊、第二冊八一紙、第三冊六二紙、第四冊四六

紙、第五冊八八紙

一 寸法 縦二八、○cm×横二〇、○cm

一 表紙 薄茶色網目紙表紙

題簽 黄土地葦鳥模様紙「聖徳太子本地 二」(第二冊)等、第一

冊、第四冊は後補。

一 奥書など 各冊表紙「共五」「祥寿」の朱書がある。

一 一面半葉各八行 一行十三~十八字

子伝』についても翻刻本を用いたのでその翻刻に付された書誌を参考せい。『聖法輪蔵』諸本についてはそれぞれの翻刻本、万徳寺蔵『聖 徳 太子伝記』、天理図書館本は入手した紙焼写真によったため確認して い な他に対校に使った諸本の書誌については、国立東京博物館蔵『上宮太

肚

- ĵ 同朋学園佛教文化研究所の調査資料による。後、私に再調査を行った。

2

Ⅰ項註3。

3 同前。

IV 第一冊に関するノート

載せるのが良いと思われる。国会図書館蔵十巻本はその位置に載せてい り、内侍所の鏡と共に稲淵山に逃れたとする記述があるので、その後に る。むしろ太子十歳の条のなかに、敏達天皇が皇居を捨てて、鳳輦に乗 の位置にあるが、これが本来あるべきところであるかどうかは疑問であ だ解らない。後考に俟ちたい。(目次の項参照) 侍所の事」の章が太子八歳の条に続けて載せられていることの意味は未 もあって、覚什著の『聖徳太子伝記』を整合した本文と見ら れる。「内 することを意味するものではなく、寛文六年板『聖徳太子伝』との関係 るが、このことは国会図書館蔵十巻本の覚什本としての正しい本文を有 八歳の条に続けて書いている。日光輪王寺蔵の文保本『太子伝』でもこ 蔵『異本聖徳太子の本地』では章題は記されないものの、一として太子 「ないし所の事」とする章が挙げられて い る。神宮徴古館本、岩瀬文庫 章の配列について:底本及び天理図書館本では太子八歳の条に続けて

> 田哲通「唐土の吉野をさかのぼる――吉野・神仙・法華持者――」に整 金峯山飛行説話及び白馬寺などの記事について:金峯山飛行説話は広

理されてある。そのうち関係するものを例示しておくと、 伝云。当山是鷲峰分即釈尊遊化勝地也。 昔宜化天皇即位三年有: 難思,

霊瑞。西天鷲峰巽角金剛窟坤方分 来;此土。離成;当山;也

仏生国巽角金剛窟坤方即乗;五彩雲;飛去。浮;巨海波;此来。 即留; 大 吾治::天下;後経:数千万歳。日月雖」久仏法未」来。今此土衆生宿因故。 宇僧聴三年戊午八月十九日。] 国土大動如,,露雷,。即空有,,声告云。 大 峰,為,,金山。此今蔵王涌現霊窟是也矣。 天照太神,言。菩提者此何物哉。 願顕"示之。即天照太神告"諸神言。 菩提妓来。爰国土大 [一作」災。] 怪。王臣不」悟。然諸神現:1神変 1通: 天皇即位三年八月中旬雲上有5声。其韻数万音也。[宴云。宜化天皇御 相伝云。当山是鷲峰分吾国勝地也。霊験無双利生極||此地||也。即宜化 (『金峰山秘密伝』巻上「一金峰山一峰習事」)

山の名を「さんからせん」とするのも根拠は明らかではない。 の年号で、それを僧徳とするものは今の所確認できない。また飛来した 巳に該当する年はなく宜化天皇二年に当るようである。僧聴は九州王朝 とするのに、文書は欽明天皇僧徳丁巳年とする。欽明天皇の治世には丁 これらと比較してみると、これらは僧聴三年(宜化天皇三年)のこと (同前巻中「一金剛蔵王最極秘密習事」)

善光寺の記事は太子三十一歳及び三十八歳の条に関係ある記事である。

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

せない。 口伝の混入かとも思われるが未検。国会図書館蔵十巻本はこの記事を載 これらはいずれも説話として成立していない。注釈類の引用か、或いは の最後にあることおよびこの順に記述されることの意味は未解決である。 条に関係ある記事であるが、井戸の記述はない。いづれも太子十歳の条 子四十八歳の条に関係あるものである。夏安居の記事は太子二十四歳の 白馬寺の記事は太子三十二歳の条に関係あるか。また提を築く記事は太

> 徳太子伝』等を参考にして、章とした。 『聖徳太子本地』、日光輪王寺蔵の文保本太子伝、寛文六年板本『聖

た。 底本の漢字は、元の字体に従うよう努めたが、幾つかは通行体とし

* 本号には紙幅の都合で第一冊のみを掲載する。

第一冊 内題「聖徳太子伝記第一」

目次

本文

釈文

ĵ

註	[序]	09	37
1) 広田哲通『中世仏教説話の研究』(一九八七、五月・勉誠社)所収。	第一太子先 生 御事	09	38
	太子二さいの御とし	12	44
Ⅲ 翻刻本文	太子三さい	13	45
	太子四さい	13	45
凡例	太子五さい	14	46
底本は岩瀬文庫蔵の『聖徳太子伝記』である。	太子六さい	15	47
底本のふりがな、左訓、注記なども忠実にその位置に置いた。但し、	太子七さい	15	47
活字とする関係で必ずしも字の大いさは元のままではない。	太子八さい	16	48
底本の行数、改丁については一々にそれを示さなかつた。	ないし所の事	17	50
底本は太子の歳次を単位として章としている。その中では原則とし	太子九さい	18	51
て改行はないが、改行されているところはそれにしたがった。幾つ	熒或星のうたの事	19	53
かの章は見出しを 持た ない。神宮徴古館本、天理図書館本、異本	太子十歳	-20	55

どくにあらすといふ事なし此ゆへにしんげむをたつとみ厚恩をしやした	どくにあらすといふ事なし此ゆへ		聖徳太子三十五さい	太子廿三さい
かんゑつすつら~~仏法のる布をかへり見るにしかしなから太子のをん	かんゑつすつらく仏法のる布を		太子卅四さい	太子おなし御年
かた仏法はしめて東漸し神明あまねく	ゆしやうにきかせしめてよりこの		太子卅三さい	太子廿二さい
子この国にたんしやうましく〜て南無のせうみやうをとなへてすがのしい。	子この国にたんしやうましく~て		太子卅二さい	太子二十一さい
かりきこゝに人王三十一代のみかとひたつ天皇の御字にあたつて上宮太	かりきこゝに人王三十一代のみか		太子三十一さい	太子二十さいの御時かのとのい第三
いまた三法の名字を聞す一礼帰依もないまた三法の名字を聞す一礼帰依もな	ておほく百歳にをよふといへとも		太子三十さい	聖徳太子伝記第三
んこうををくるしんむすいせい位をつる	国は天神ぢぎ世をおさめてすせん		太子廿九さい	
んしゆのけきをきかすしかるに此あし原	ほひをうけぢかひもはかいもせん		太子廿八さい	太子十九さいかのへ
ったいにつたふ月国漢地もほうそのうる	う東域にきたつてゆいしんをまつ		聖徳太子廿七歳 第四	太子十八さいつちのとのとり
それおもん見れはしやくそん西天竺に出てけうほうを五濁にあふきまと	それおもん見れはしやくそん西天		聖徳太子伝記第四	太子十七さい
	聖徳太子伝記第一			用明天わら御さられいの事
			太子廿六さい	もりやと太子かせんの事
太子五十一歳			落字らつくの事	太子十六さい
太子五十歳	聖徳太子伝記第五		太子廿五さい	太子十五さい
太子四十九さい			さかのしやかの事	太子十四さいの御時みのとの第二
太子四十八さい	太子四十一さい		太子廿四さい	聖徳太子伝記第二
太子四十六さい	太子四十さい			
太子四十五さい	太子。十九歲		さおく。	参考までに以下の各冊の構成を載せておく。
太子四十四さい	太子州さい	70	32	太子十三さい
太子四十三さい	太子三十七さい	67	30	太子十二さい
聖徳太子四十二歳 第五	太子三十六さい	62	26	太子十一さい

してひばうをなすことなかれはしくしんきのきゝやすきくわごにしるせりたゝねかはくはすいきをなてまつらんかために聊ごてんのときかたきけんしをやはらけてみたりか

遍照金剛遺第 覚什

第一太子先 生 御事

そもく〜上宮太子は教世大ひのすいしやくすいるいおうとうのほさつなそもく〜上宮太子は教世大ひのすいしやくすいるいおうとうのほさつなりそのぜんしんをたつぬれはしんたん衡州衡山に五のみねあり一にはじりそのぜんしんをたつぬれはしんたん衡州衡山に五のみねあり一にはじりそのぜんしんをたつぬれはしんたん衡州衡山に五のみねあり一にはじまへりたい六しやうのときはねんせんほうしとなつてけり又はなんこくをいはうより金人化来すそのゆらひを見るにあしの一葉にのつてさいかさいはらより金人化来すそのゆらひを見るにあしの一葉にのつてさいかいよりわたつてかうさんにきたれりこれだまる大師なりゑせんしにとついよりわたつてかうさんにきたれりこれだまる大師なりゑせんしにとついよりわたつてかうさんにきたれりこれだまる大師なりゑせんしにとついよりわたつてかうさんにきたれりこれだまる大師なりゑせんしにとついよくおしたとであせんといふかしおしやうやまのとくをや見る山のをんをやる事いくせんまんといふかしおしやうやまのとくをや見る山のをんをやる事いくせんまんといふかしおしたとなづくかの国のしゆじやうもつはらとんよくをごうとしせつしゃうをこうとすかの国にいたつておしやうさいとりした。

こひていはくわれさへきつてかの国にいたつておしやうをまつべしとて 廿年ありそのゝちせんげしてかの国にいたるへしとやくす達摩大師よろ 御でしのそうにおほせふくめらるかくてをの!~さいくわいのかうかん ゆしやうをりやくすべしわれ受生のいこ卅七年をへてこの聖教たうくを の国にしやうして国王のまふけの君となつて如来のゆいけうをひろめじ ありねがはくきさきのはらにやとからん時に皇女ゆめのうちにこたへて とりにつかはすへしそれまてかならすしゆごし給ふべしとりわけ三人の く我このとのけゑんすてにつきぬせんけ事をはつては東海にゑんありか かうさんの化導つきしかは僧そく一万五千人の御てしにつけてのたまは めいてんわうのそくる十二年にこの国にわたり給ふといへともけちゑん しらんにのつて東海をさしてさりぬすなはちわかてら人わら三十代きん しやうをきらはさるなりたゝねかはくはやとらんその時后ともかくも大 きやそうかさねていはく我さいどのぐわんしんちう也わゑをいとはすふ もつのふじやうとこしなへてにたゝへてけからはしいかて聖人やとるべ の給はくそも~~きんそうはたいしやうなり女人のたいないには三十六 りこんしきのそうきたってきさきにつけていはくわれに救世の大くわん たちはなのとよひのみことの 后 皇女に御むさうのつけありさいはうよ へし日本国人王卅一代ひたつ天わらそく位はみつのへたつ正月一日の夜 をとけたくおもはれはかの国へきたり給ふべしとてすでにせ ん け ま し いまたじゆくせさるのあひたかたちをかくして卅よ年なりさてゑぜんじ / ^ きすはいの御てしはひきらにたえさりき日本国にからたんしたまふ

りのとほそをひらきつゝほたいの道にいらしめんと此哥を一日に三度一 りけりすでに八か月をへさせたまひしかはたいないにこゑあつてうたつ の御哥又もつてかくのことし大聖のりしやうはうへんみなもつておなし 時夜六時の御せつほう有けるも六道群類のためなりけるとかやこの太子 つきのことしむかし悉多太子まやのたいないにやとらせ給ひし時も豊三 やうをすくはゝやとはしゆしやう無邊誓願度のこゝろなりのちの三句はむくなべらなと このうたの心は三世の諸仏弘誓願のことは也又いはくしやうしてしゆし 夜に三度うたはせ給ひけり君も臣もきとくのおもひをなし給ふそも!~ ていはくむまれてしゆしやうをすくはゝやわつらふこゝろなからしめの はくはうみやう宮中をてらしあかさひるのことしいさゝかのくもりなか して四たいにうわなりまことにふしきにおほしめすさてこのむさうの夜 せけんに申ならへる事は物をのむと見るはくわいにんのさうなりとの給 まことにものをのめる御心ちなりさてけらてんにわらしにむかひたてま 聖のきよいたるへしとこたへ給ひしかはこんしきのそうくわうみやうを もすきしも月もたちぬ極月にもなりしかともむまれ給はすつきのとしみ さてつねのならひは十か月にてむまるゝ事にて侍れともそのとしの十月 るしみあるにこれはひきかへて御身のうちもすゝしくおきゐきやうりに よのつねの女人くはいにんしぬれは身もおもくおきゐもたやすからすく ふしかるにてあらはせいじんをはらみたてまつれりとあはせ給ひにけり つりて御夢のものかたりありしかはようめいのわうしおほせありけるは はなつてとんてくちよりいり給ひぬと御らんして御夢さめぬうつゝにも

三日のゆふへには天わうゑんをまふけてものをぐんしんにたふ七日の夕 つくきさきふところをひろけてしんたいをうくるにはなはたかうはしし けてくわうこうにさつくくわうこうちゝのわうしにさつけ皇子を后にさ きをさためてもくよくしていたきあけて天わらむつきをもつてこれをら はうよりきたつて殿のうちをせうようする事やゝ久しくしてやみぬひた てつほね侍従のあへるに庭にたちまちにあかくきなるひかりあつてさい 入たてまつる后またあんしゆくあいのうちにつゝかなくわうしおとろき まつる事この御ちきりによつてなりさて侍女采女いたきたてまつり宮に なはち御たんしやうなりぬこれによつてむまやとのわうしとなつけたて おそき事をいかにやとすゝめたまひしにこの馬のこゑをきこしめしてす しやう御やくたくありしことなるによつてたるま太子の御たんしやうの 東西にさはきしに一のみまやにたてられたりけるあしけの御むまひさを ていきやう宮中にふんいくす侍女うねめをの~~きらてんさうとうして すなを世にことなる事あらんすなはちいふしにめいしておほゆきわかゆ 大きにことなつてくんしんにちよくしての給はくこのちこは後にかなら めいしてとんてよろほひてんとにをよひて又せうようする事あり天わう つ天わうなをみこのみやにすはれりたちまちにこのいを聞てのりものに おつて三といはへけり此馬はすなはち達摩大師の変作なり也太子のたん ュ后はし人のくわう女いさゝか御たい出の御事ありしに御むまやのくち**** にて御たんしやうありさいはうよりこんしきのくはうみやうせうようし つのえたつ正月一日しきしまかなさしの宮にてたんしやうしましますは

はこの太子はたいこんけんのせうびなるゆへに日本こく中の大小の神祇によ らす餌めのともなのめならすもてなしかしつきたてまつる事たなこゝろ をけんすこれをせうしてうふやしなひといふめのと三人をさためつけた れはあやまりなりすへててんたいにつたいしゆつたいしゆけかうましや ほうしむめの木のしたにはめきらきらの神のさふらふそといひなせりこ このうたをまつたいにはあやまりてねん / ^ほうこほうしやとれ / ^こ 此国に生をうけてしゆしやうをさいとすへきことはなりねきとう!~と きやうして薫修功つもれりかるかゆへにこほうしといふやとれ~~とは は太子のせんしやうの御名なりこほうしとはくわこの一しやうまてしゆ ぜんほうしこほうしやとれ (〜こほうしうめるこのしたには ねき とう をつくりて哥をもつて太子をなくさめたてまつるそのうたにいはくねん のうちにもほうしゆのごとしさて三人の御めのとじねんにふしぎのうた あり一はゆにてゆしゆつす此三の井の水をもつて御らふゆをあひせまい に三の井をほらせらる一をはとう井となつく一つをはあかそめとなつけ てるひめとなつくかくてゆもよのつねの水にてはけからはしとてあらた しをさためらる一人をはひますひめ一人をはあまてるひめ一人をはたま てまつりたまひそのうち一人はおほむらしのむすめなりいつれもみやう 太子をしゆこしたてまつりねきとは神につかふるものなるかゆへにと也 一をはせんさ井となつくこの井はしゆしやうのれいすいあまきあちはひ <─のさふらふそといふうたをうたふ此のうたの心はねんせんほうしと 、はくはうこうゑむをまふけて物をたふ宮大臣いけあいつきてみつき物

きの御てをさゝけてひらく事なしたまにきすのふせいかなと御めのとたてもかやらにめてたきなかに一つのなけきあり太子たんしやらののちみ/〜くしやくそんいにしへにかはる御事なかりききたいのふしきなりさうたらてんほうりんにうねはんの八さうないしようちの御ありさまこと

太子二さいの御とし

ちこれをなけきあへり

出させたまひてきよいなともめされば人しるへきあひたたゝよるめされたとおほしめして御めのとたちにもしらせすひそかに倒しんじよをたちう夜もあけなは此事天わらきこしめされ宮中にもふうふんあら はかたくさはりとなりぬへしいまた夜もあけぬほとにわか大ぐわんにしゃらげ出きたりなんとおほしめしてまことにはあこかいへるにあらすさやらげ出きたりなんとおほしめしてまことにはあこかいへるにあらすさら夜もあけなは此事天わらきこしめされ宮中にもふうふんあら はかたくさはりとなりぬへしいまた夜もあけぬほとにわか大ぐわんをとけはやとおほしめして御めのとたちにもしらせすひそかに御しんじよをたちやとおほしめして御めのとたちにもしらせすひそかに御しんじよをたちゃとおほしめして御めのとたちにもしらせすひそかに御しんじよをたちゃとおほしめして御めのとたちにもしらせすひそかに御しんじよをたちゃとおほしめして御めのとたちにもしらせすひそかに御しんじよをたちゃとおほしめして御めのとたちにもしらせすひそかに御しんじよをたちゃとおほしめして知るなきないにつけてのたまふやらあここ月十五日のあかつきたまてるひめにひそかにつけてのたまふやらあこにおはまなるものでは、

しあかつき御はかまのまゝにて御出ありとうはらにむかつてさうの御たしあかつき御はかまのまゝにて御出ありとうはらにむかつてさうの御たなこゝろをあはせて南無佛と三ととなへさせたまひてたんしやうよりこのかたひらかせたまはさりつるみきの御手をさうにかつしやらして南無佛とせうみやうしてこれをひらかせ給ひしに如来の御しやり一りうを御しよちありけりさて南無の御こゑにおとろきて御めのとたちおきさはきて見たてまつれは宮中宮外くはうみやうせうらうせり太子は御はかまはかりにて御はたへをあらはしひかしにむかひて御手に物をもちたまへるよりひかりをはなつてせかいをてらすこの無佛せかいにはしめて三法のみやうしをとなへはしめてしゆしやうのみゝにふれさせりやくをゑせしめんとおほしめしけるあひだ二さいのちうじゆんはじぶんじやうぢうたるによつてこれをひらきはしめたまひけり又仏法とうせんのいはれをへるによつてこれをひらきはしめたまひけり又仏法とうせんのいはれをへるによつてこれをひらきはしめたまひけり又仏法とうせんのいはれをへるによつてこれをひらきはしめたまひけりとうはりなりなりではなかつき御はかったとの御しやりなりのかにはいるないと言いののとうにはいるというというによっている。

んにたえさりき

太子三さい

くわはこれ一たんゑいほくまつのはゝ千年のていほくなりしかるひたたすやととひたてまつりたまひしかは太子こたへて申させたまふやうたりらしみつからたらくわと又かたはらにありけるまつの葉と二つおりて太多にみつからたらくわと又かたはらにありけるまつの葉と二つおりてわりてみやうの後遠にしゆつきよななつてたらくわの御ゆうゑんありてわりてみでありてもは話覚が

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

太子四さい

かゆへにむかひたてまつるとないけのけうかいすこしももるゝ事なく申 すこのゆへにわれちゝの御つえをうけて御いかりをやすめんとおもひし これをしゆこせす地にはけんらう地しんも地をいたゝかすといへりしか れは我天にはしたててものほるへからす地にあなほりてもかくるへから からのいたりなりちゝはゝにふからのものは天にはほんてん大しやくも あやまつてけしようをすこしてちゝみかとの御いかりをかうふりこれふ むかひたまふやときに太子いとけなき御こゝろに申させたまふやうわれ をあらはしてひさまつきてわらしにむかはせ給ふそのときちゝのみかと れさせたまひけるに太子一人にけ給はす御かたのきよいをぬき御はたへ 中にましはり御遊戯ありけりいさゝ。御こゑたかくして御諍論ありける らしまるこのわらしつゝしまのわらしをはしめたてまつりて太子もその んにおそれをなしてみなにけかくれ給ふに太子一人なんそおそれすして つえそはめて太子にむかひたてまつりのたまふやうよのわうしたちはち なかへたちむかひたまひしによのわうしたちはみなちり (〜ににけかく にちゝのわらしきこしめされて御身つからつえをとつてわうしたちの御 ちゝのわらしのみやいはれいけへなみつきのみや御しやきやらくめのわ

事もなかりけりさせ給ひしかはわらしも御つえをすてゝ御なみたにむせひとからの御返

太子五さい

すになんそかろ!~しく大地に御あしをおろし給や大国のふうきはいか 所まことにそのいはれありあこもそのきをしらさるにはあらすしかりと ふむ事なしいかゝはせんとなけき侍りしに太子のたまはくなんちらの申 うけの君にて十せんのほう位にそなはり給ふへきとうくうにておはしま れを見たてまつりていそき宮に入たてまつりて申やら太子はわか君のま すんてれつにたつてほうはいのきしきをなし給ふ時に三人の御めのとこ きをとりおこなひしに太子ひそかに出御なつてしよきやうの御まへにす 太子御おはすいこ女帝きさきにたちたまふ大臣くきやうはいらいのきし こはこのみかとの御時摂政のくらゐをうけ給はつて御かとの御せいたう をはのきさきくらゐにつゐて女帝として三十六年の御ちせいあるへしあ からすして人のためにようかひせられたまふへしそのゝちにたゝ今の御 しそのつきにわか御おちしゆしゆん天わら御そくゐあるべしそれも久し ふへしそれもわつかに二かねんのうち十か月のあひたにほうきよなるへ めさん事十四年なるへしそのつきにはわかちゝの天わらくらゐをつき給 いへとも我国のくらゐをつく事あるへからす此ひたつ天わら世をしろし 4時らんわか国のならひは国のくら位にそなはらせ給ふ人はしきにちを

申唐人は日ほんこくにては五とくのはかせとからせりとらん/や 中唐人は日ほんこくにては五とくのはかせとからせりとうと、にないけのしうさら人てんの師範にておはしませりかのがくがはかせとけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことにないけのしうさら人てんの師範にておはしませりかのがくがはかせとけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことにないけのしうさら人てんの師範にておはしませりかのがくがはかせとけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことけるにこの太子の御代にはしめてひつほくのわさをこれりとありまことにないけのしうさら人てんの師範にておはしませりかのがくがはかせとからせりとらん/や

太子六さい

やうけうの日ほんへわたる事とこのとしにはしまる也わたさる天わうにそうもんをへてこれをよみあかさせ給ひけり如来のし十月のころはくさいこくより法花せうまんとうのきやうろん二百よ巻を十月のころはくさいこくより

太子七さい

ときのみかとにそうしたまふやうきよねんはくさいよりわたるところの

をたんし人にかいをさつけしめは天子しゆみやうをのへ国土におうさい さふらふにちく!~ことなりといへともをよその所説諸悪莫作諸善奉行 なかるへと申させ給ひしほとにすなはちりんしをくたされこくとにさい 夜斉等にしてしふんの正 中たるゆへなりこの しふんに 国にせつしやう さい年の二きにはこれをやむへし二季とは二八月のひかんなりこれは昼 くこれをしるし地にはゑんまほらわらこれをしるすかるかゆへに月の六 しるしてこくひやくのふだにのするしふんなり天にはほんてんたいしや め給ふへしそのゆへにかの日時に一さいしゆしやうのせんあくのけうを ますへしかるかゆへにかの日時に月の六さい年の二季にせつしやうをや のことはりを宗旨とせりしかれは国/~のせつしやうをきんたんしまし くおはします太子天わらに申させたまふやうこのきやうろんをひけんし 天わうもしよきやうもふしきのおもひをなしおはしますそのときともか せたまひしにせんしやうの御事このときはしめて往因をとき給ひしかは せるかゆへにさらにわすれすしかるへきはひけんすへしとかさねて申さ しやうをうけて七か年にをよふといへともおくちふまうのとくをくそく うまてすみかをしめ此如来のゆいけうをしゆかくせりわれいまこの国に まふやう君はしろしめさしわれはしんたんのかうしうかうさんに六しや く大しやうのをしへをさとり給ふへきや時に太子はてんわうに申させた ふも御はからひたるへしとて宮中潔祭してきやうろんをひけんしかうと きやうろん二百よくわん御ゆるしをからふりてこれをひけんせはやとそ んしさふらふとそうしたまふにさうなくゆるしたまはすいかてかたやす

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

よそ此佛はこんとはしめてしやらがくをしやらするにあらすすてに五百しやか如来のゐんい果後のとくをあきらかに太子これをときたまへりをき給へは上一天の君より下しよしんかにいたりて一代けうしゆ大しやらやか如来のほんふのむかししやらがくをしやらしめつこのりしやうをとやかがまた。

にしねんにさいなんをなしたまはん事うたかひあるへからすと申てさを

太子にてきたいしたてまつりたまふはしめにて侍ける也時に太子かのしたち宮中にたいしゆつつかまつりけりこれそもり屋の大臣佛法を違逆し

をときたまひしかはさいせめつこをきらはすうゑんむゑんのもの龍音される りたまふへきちよくんの御身なりといへとも七さいにしてほつしんし十 うあつて御なをはしちた太子とからす十せんはんせうのくら位にそなは らより十万よりのゑんらうをへたてゝ中天ちくのわらくうに御たんしや まんして久成正覚の古佛なりといへとも従果向因のりしやうをもつてせ せ八十かねんの化儀ことをはつてこと~~くにうめつしたまふときめつ 九にしてしゆつけし三十にしてしやう佛したまへり一代八万のけうほう のくんるいをどしたまへりかるかゆへにこのたひしやうかくをとり此て ちんてんこうのいにしへ三阿僧祇こうのあひた大こうのしゆきやうゑん へ国わら大臣一心にあかめたてまつる所のなんせんふたい第一のれいさ たまへりしかるに如来めつこのゝちてんちくにとゝまつて一千よさいし このしゆしやうをりせんかために御身をこんとうの聖容にうつしとゝめ しんをしなへてみらいしやうふつのきへつにあつかりたまふつゐにさい ゝはん!~にしやはにしゆつ。して従因至果のしやうかくをとなへ三有 ほんちをたつぬれはみなおうこの如来くしやうのさつたなりときにより たつとみほんち佛菩薩のりやくをしらすそも~~わかてう一さい神明の うなりしかるにいま佛ぼうとうせんのいはれにてわかてうにきたりたま めたてまつるたしやうの御ほんそんかくのことく天ちくしんたんをしな にわたりたまふ四百よさいなりあこせんしやうにかうさんにおいてあか やうじんにかはつてりやくをほとこしたまふそのゝちしんたんしんら国 へりこつしよよりこのかたこのくにのしゆしやう神明のりしやうのみを

たまへりもとより神明と佛たゞこほりと水とのことしかけとかたちにあ のしゆしやうのためにあつきしやしんのかたちをしめしゐんくわをしん たまふしかれはすなはちさい天上代のきこんのためにはふつほさつのか ところにしたかひ佛ほさつとあらはれたまふ神明のすいしやくとけんし 君をはしめたてまつ。くんしん一とうにしんかうのおもひをなしたてま いにたりいまもつてしやへつなししかれはすなはち君も臣ももろともに せさるしやけんのしゆしやうをかうふくしむゐしんしちの佛たうにいれ たちをけんしこれをとすみらひしやう佛のきへつをさつけ東土まつたい なんとにこうふくしをうちてらにたてらるゝ時もとよりの元興寺かの尺 の国くわんこうしのこんたうにあんちし給ひけるを太子御にうめつのの とゝめたまひける也さてもかのふつほうさいしよのしやかのさうやまと いのめつこに一さいしゆしやうのためにしやくそんのしんるいをのこし しやかの三そんをあんちしたてまつり給ひけるなりこれすなはちによら つりけるなりそのゝちやまとの国に大からんをたて元興寺となつけかの もあひかたき佛ほさつのさう也と太子ねんころにとき給ひけれは一天の 一さい神明のそのほむぢ佛ほさつのりしやうのために悉捨多生、曠劫にいただけである。 つてそくさんへんとのこの国まてきたれりかさねて猶とうはうにむかは れいさらすなはちたくせんしていはく我仏法とうせんのくわんりきによ 迦の三そんをむかへたてまつりてすへたてまつられけれはかのしやかの いまのいちの人の御せんそたいしよくわんの御ちやくなんたんかいこう ち五十年のころにをよひ人わら三十九代天ちてんわらのきよらにをよひ

かしむきにすへたてまつり佛ほうさいしよのしやかのさうと申はすなは りまつたいにいたるまて今にこうふくしのとうこんたうのこうもんにひ はらにむかはせたてまつれとたくせんしたまへはこれによつてむかしよ んとほつするもの也なんそさいはうにむかはせたてまつるやはやくとう

ないし所の事

御てうほうとしてたいりのうんめいてんにましますないしところの御か てまつるいまの背前の宮これなり第二番にうつしとゝめたまふにも御こ になけいれたてまつりたまへり紀伊のうらの海人あみにかけひきあけた ますへけれともおもふやうに御ほんちうつらせたまはさりけれは第一番 き第三番に御しやうたいおもふやうにあらはれ給ふをは百わう一百代の にあたつてあらはれたまふ御しやうたいの御かゝみをき伊の国よしの川 ムみこれなりそも/~てんせう太神ぐうのゑらひてあらはれたてまつり へりい勢の国かゝみの宮これなり伊勢太神宮の御しやうたいにておはし、。 4ろのことくあらはれ給はさりけれは伊勢のうみにすてたてまつりたま をあかゝねのかゝみにうつしとゝめたまふに神のしわさ心のことくまし うちこにわかほんちの御たいをしらしめんと神明御身つからわか御たい もたいしんぐうたかまかはらにおゐて三めんの銅鏡のおもてをまつ代の わかてうかいひやくのはしめに天照太神宮の御ほんちの事かたしけなく

> のくわんをんにてましくへきとうんく しますしんしちの御しやうたいと申はいまのしやうとく太子の我ほんち たまへるところのないしところの御かゝみのおもてにうつしあらはれま

太子九さい

らたひ侍けれはおもしろき事たとへんかたもなかりけるなり天のあけか 侍りけるきしんらたのきよくをきゝかんにたえすともにこゑをいたして やくしきにしてさうのまなはこみやうしやうのことしひかりをはなつき こに見みゝにきくたくひいづれもりうすいのへんせつとゝこほりなしお きよくのみきりなりか。のことくふく風たつなみにつけて一さいをまな しんにて侍りけりやしまか家のかはらのうへにゐてうたのきよくをきゝ ろく侍りけるあひた夜る~~天よりへんけのものあまくたりそのいろし もしろくいまやうをうたひ侍りけるそのこゑたえにしてまことにおもし きよくをたすけすさきのちとりのともよふ聲まてもこゝろをすましゆう かのうたのてうしとこしなへにきしうつなみをつゝみとし此うたのをん うたひくらしよるは夜もすからうたひあかしまつふく風にきんをしらへ らやしまと申けるなりわさとかいへんをぢら所としてひるはひめもすに めていまやうを多いしいたしてける人なりそのしやうめいをは土師のむ をつくりこゝろをすさましらたをゑいする人侍りこの人わかてらにはし なつ六月のころひとつのきとく侍りつの国なにはのうらのすさきにいゑ

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

国わう大臣とうの我大事のもつけいけとおもひてたいりにまいり此よし しにて侍なりかのほしはけかいの人けんにもしいくさひやうらんおこり うしたてまつりたまふそも / ^ これはそらにすむけいわくしやうと申ほ ねたてまつりたまひけれは太子まことにかゝみにかけくもりなくかんそ 御事なれは此事太子にうかゝひたてまつらんとおほしめして太子にたつ をひかるといへともふんみやうならすそのとき天わうまことや聖徳太子 きかんかへ申さるへしと御たつねありけれはをの~~せんきのれいもん をそうもんすときのみかとひたつてんわうしよしんかをめしそも~~ぜ めけれはひかりをはなしなにはのうちよりみなみへ三十よちやうこくう たにはかきけすやうにうちうせ侍りけり人をいたしそのゆくゑを見せし ひろうし侍るものなり天に口なし人をもつてさへつらしむといへりもつ たちをけんし人けんにあまくたりせけんのもろくへのせう童子の中にあ 飢渇ふじやくとうのさいなんしゆつけんせんとてはかのほしどうしのか こそ未然方来のとくをそなへ一さいの事におゐてあきらかにしろしめす んたいせんわうの御代にもかやうの事侍りけるやたしかにれいもんをひ んきのうたをうたひ侍りけり八しまあやしく思ふやう此事いかさまにも をとんてすみよしのうらの海の中へとひ入侍りき此きしんさまく、にき てのほかきんきのうたともをうたひ侍るてんかのみたれ日ほんの大なん いましはりいまたきたらさるさきに人のせんあくの事をうたひにつくり きたつてわらゐにのそみをなし侍へしみやらねんの春三月の中よく~ しゆつらいし侍るへし一ちやう東方よりちしまのゑひすわかてうにせめ

ける御事ありかたさよと万人たつとみをなしたてまつり給ひけるなりなす天文地利のみやうたうをもよくかゝみにかけあきらかにそうし給ひまひこと~~くつうたつしたまふのみならすかくのことく天のへんけをまひことへそつうたつしたまふのみならすかくのことく天のへんけを御つゝしみあるへしと御そうもんありけれは君も臣もとういかひやうな

熒或星のうたの事

いのへんけの物ぬし哥をおもしろくきょとりてともにうたひ侍けるほとにきしんのほんしやうのこゑおそれ侍けれはあるしの八しまいまやうのあるしのうたのきかまほしさにつうりきじざいのものにて侍りけるをしくうたのきよくをゑいし侍りけれはあるしこゝろとけてかんにたえすとくうたのきよくをゑいし侍りけれはあるしこゝろとけてかんにたえすとくうたのきよくをゑいし侍りけれはあるしこゝろとけてかんにたえすとともにうたひ侍りけるに東西すみわたりておもしろかりけるなりやしまもともいふはかりなし八しまかゝるへんけの物にこんこをましへあしかりともいふはかりなし八しまかゝるへんけの物にこんこをましへあしかりともいふはかりなし八しまかゝるへんけの物にこんこをましへあしかりともいふはかりなし八しまかゝるへんけの物にこんこをましへあしかりともいふはかりなし八しまかゝるへんけの物にこんこをましへあしかりともいふはかりなしていまで

へんばかりをし返し~~おもしろくうたひ侍りけれはかのへんけのものわかやとのいらかにつくる聲はたそたしかになのれよものくさともと三

たひあらはし侍りけるその哥にいはくその返哥にをのれか身のけうみやうちうしょをこと/\くあきらかにう

あまの原みなみにめくるなつみほし

とよさとにとへよものくさとも

とう申たまふやうかのほしのうたのきよくにてしり侍りあまのはらみな なり時になをもつてかやうにはそうしたまふもの也太子かさねてちよく 五しやうてんかをおさめこくとをまもる物也しかるに天下にさいなんお 五しやうのなかにはつちをつかさとるその色きなりつちのえつちのと此 うには震星と申冬三月をりやうす五しやうのうちには水をつかさとるそ やうのうちには金をつかさとるそのいろしろきなりかのえかのとほつは き也ひのえひのとさいはうにはたいはくせいと申秋三月をりやうす五し きの中にはその色あをきなりきのえきのと也なんはらにはけいわくせい 中には春三月をりやうす五しやうの中には木をつかさとるほしなり五し のくらゐをあらはすその色五しきなりとうはうにはさいせいと申四季の こらんとては此ほしさま!~にへんけしてさきたちてこれをしめすもの の色くろき也みつのえみつのと中央にはちんしやうと申ちうをりやらす と申夏みつきをりやらす五しやらの中には火をつかさとるそのいろあか やうと申ほしなりそれ天に五しやうありをの/~五方にぢらす五しやう 太子そうしてのたまふそも~~此へんけのものはそらにすむけいわくし より三十よちやうこくうをとひすみよしのうらのかいちうにしつみ侍り これを三へんはかりうたひ天もあけかたになり侍りけれはなにはのうら

しと申侍るさてこそとよさとにとへとはうたひ侍るなりしと申侍るさてこそとよさとにとへとはうたひはんへるはなつといふもしは夏とくんするもしなり火といふもしはひとくんするもしなりかといふもしはひとくんするもしなり火といふもしはひとくんするもしなりかるやうの中にはひをつかさとる物なりとこたへはんへるなりおはりの句にとよさとにとへと申は日ほん国には十八の実みやうありその中にとよあとよさとにとへと申けるさてこそとよさとにとへとはうたひ侍るなりしと申侍るさてこそとよさとにとへとはうたひ侍るなりしと申侍るさてこそとよさとにとへとはうたひ侍るなりしと申侍るさてこそとよさとにとへとはうたひ侍るなりしと申侍るさてこそとよさとにとへとはうたひ侍るなり

太子十歳

春のころ日ほん国にせめきたる時にわかてうのわうじやうはやまとの国などのつけによつて太子御そうもんの御こと葉一こんとしてかかせんをないせめきたつてわかてうのわうゐをうははんとしてかつせんをないましまのとういせめきたつてわかてうのわうゐをうははんとしてかつせんをないの大将軍をさきとして数せん万おくのけんそくともをめしくしてわいてうのわうゐをうはひたてまつらんとす聖徳太子しやらねん六月のころ熒葉上月下旬のころ一天のらん朝家の御大事出くるきよねん六月のころ熒葉上月下旬のころ一天のらん朝家の御大事出くるきよねん六月のころ熒葉

なりかのゑそか干しまの大せい日本にをしわたりてとうせんたうとうか あらゑひすともせめきたる事上古上代にもそのれい侍るなり人わら十二 りしんらはくさいのゑひすともせめきたる事とゝにをよへり又ちしまの とちよくし給へはをの/~大臣ちよくとう申給ふをよそ日本国はそくさ もとうい日本にはつかうしかくのことく国になやみをなすせんきありや いりよをおとろかしおほくのしんかをめし御たつねありそも~~上代に せいはいよく~夜を日につゐてらんにうし侍りけれはみかとおほきにゑ たゝ此事にきはまれり上下きやうてんとうさいをわきまへすゑひすおほ 本のせうしなりかみ一天の君より下はんみんにいたるまてうれへなけき ふみあきたのしやうをいまたいてやらすといへりまことに天下のらん日 かみねににちんをとり侍けれは後陣のおほせいはあふしういしひらき石 くといふかすをしらすせんちんはすてにやまとのくに三輪の山きた城戸 いたうりやうたうよりわうしやうへせめのほりけりそのせいいくせんお しきのこほり三わのさと古蒙の村はつせ川のほとり磯城嶋金刺の宮これしきのこほり三わのさと古蒙の村はつせ川のほとり磯城嶋金刺の宮これ まはるこれはまのあたりわうしやうへらんにうすくはうきよすてにあや 代けいかう天わらの御時とらい日ほんにはつからつかまつるむかしもそ んへんとのせうこくなりといへともとういせいじうやゝもすれはにしよ ひすの大将くんたちまちにたいりにはつかうすへきよしふうふんすいか **うき事にをよひ侍りしよこくのくんひやうをめさるゝしふんもまたすゑ** のれいなきにあらすそれは上古上代の事にて侍るつたえてのみそうけた ゝとなけき申たまひけれは時のみかとひたつ天わうかのゑびすかひやう

幸をなしたまふ天照太神の御代人わうのてうほうとつたふるところのしず なんをおそれたまひてほうけつをちしてたちまちにたしよへしのひの行 子をしやうしたてまつりてみことのりしたまはくさてもきよ年のけいわ すうつゝともおもひわきたるかたもなしあさましかりける御事なりつゐ うをすてに出させ給ひ山林にまよひたまひき御ありさまゆめともおほえ はてたまふ事よとなきかなしみあひ給へりかたしけなくも天子はわらく また六十九代をたにもまもり給はすみもすそ川の御なかれ此御代にたえ もらんといふ御せいくわん侍るにたう帝まてはわつかに三十一代なりい るやうはそも~~天せう太しんはわかてうの百わら一百代あんふゐにま んちよとうはまたをの/~もはかまのそはをとりしうたんして申されけ やううんかくかちはたしてにて御ともつかまつりたまへりうねめのくわ なふちやまのおくのたに、行幸ならせ給へる御こしのせんこにはけいし しやにめされてすみやかにくはらきよをたち出ましく~てやまとの国い んしほうけんないしところとうの三しゆのしんき御すいしんありてほう ざいなりあるひははなつやのさきにどくをぬりけれはかのどくのやにあ くんしんのせんぎともをうけ給はるにさいこうのこんけんせつしやうの りいかにとしてかかのとういかなんをしつめ給はんや太子ちよくとら申 くしやうのつけによつてそうしたまひしにたかはすいま此大なんをこれ にいなふち山のたにゝほうしやの御こしをかきすへたてまつり天わら太 もとひとおほえ侍るかのゑひすとものかたちきしんにおなしりきようし たまふやうま事に一天の大じ四かいのなけき此事にきはまり侍るたゝし

かなんを御きせいしたまふたちまちに御むまにめししやうにおもむき給 のとりゐの御まへにしてせきゑの御そてをかきあはせねんころにとらい 神やまとの国三輪の大明神はわくはうりしやうのれいさんなり太子三われるまた。 ねとの大しやらくんらをせめいたししよそんをあいたつねいかるこゝろ 君をたすけたてまつりらんせいふたゝひもとにきしたまへりそうもんに れすたゝそかの大臣はかり御ともつかまつり侍りけり山は太子の御らち しゑひすかしやらへらちむかひ給ひけるわさと御ともには人めしくせら をやはらけせけんのあんふをらかゝふへし太子たゝ一人しろき御馬にめ こ御ゆるしをかうふりゑひすのしやうにおもむきはかりことをもつてむ とうさいかきくれてこゝろほそく侍りけるに太子のたゝ一こんをもつて いはくそも~~一天のらんせいはいまはかうとそおほえ侍るしかれはあ なき給ひけれは君もしんもふたゝひわうくうにくわんきよなくつゐにさ ひてもくせんとすれはまたてうかの御たいし此一じにありまことにしん もむかんとすれはようせうの身にしてそのりきようかなひかたししりそ んやにかくれ給ふへきにやと御しらたんふかゝりける御事なりまことに たいこれきはまりけり世はいまかうとそおほえ侍るとてさめ/\とうち いごうのもとひたるへくさふらふをれすゝむてみつからせんちやうにお **うとも百万きをもつてかつせんし給ふともさらにかなふへからすもしな** をしいていくさをなさしめはりやうはうともにせつしやうのこんけんざ ししやらをかくしさま!~いくさのひしゆつ侍りけれは日本のくんひや たる物千万人か中に一人もたすかりかたきものなりあるひはきりをふら

となりてくんわうのゑいりよをなやましたてまつりはんみんをわつらは 正り正けんをもつてたいとすいま此けうとほうあくのともからてうてき てまつりけれは太子天にむかひてのたまはくそも~~天にはむきやうに にて侍るなりつきにふくしやらくんのあらゑひすどくのやをはなしいた さになけつけまし!~けれはなけいしのうらと申さてこそ国のめいしょ のいしのせい六七けんの屋のことし一つははりまの国逸済郡の海のなき 明のけんしきたりたまふとておほきにおそれをのゝくふくしやうくんの** し三つにわれて二つはあふしうみつ川にいたるいはねといふさとありか をくなけさせ給ひけれははんしやくらいでんのことこくこくうをひゞか たかさ一ちやうはかりに七とまてなけあけましく~てそのゝちにしにと かけたてまつり侍けれは太子かねの御むちにてはたとあはせましく~て あらゑひすともはんしやくをいたきはるかのたかきみねより太子になけ けれはしやうないしやうけのゑひすともしんこくなるによりたちまち神 くたき給ひて太子御あふみのはなにておなしくいは山をけくたきたまひ まにかなむちをしとゝあて給ひけれは御むまたちまちにこくうにのほり かゝたるいは山を御むまの四のひつめにかけ大はんしやくをみちんにけ ちふせうなりとおもひいやしめたてまつるときに太子かのゑひすともを かうふくせんためにはしめてしんりきをけんし給へりめさるゝ所の御む にせいしんしゆつらいしたまへりときくいまた十さいはかりにしてよう ん~~に申あいけるはさて~~たゞいま見えきたる人はゐさうあり此国 ひけれはしやうないしやうけのゑひすとも太子をめにかけたてまつりめ

ちやうの御ゆみじんづうのかぶらやをとつてよつひきはなしたまふこれ をまた御むちにかけにしにむかつてなけたまひけれははるかのにしのき にんすへきやうも侍らすとて四人の大しやうくんしやうないをまかりい して一城のうちのゑひすともめいわくせしめゆみやのもとすゑをわきま らを七へんまてまはり天へなりてのほり地になつてくたり上下らんてん みつめのつのゝかふらなりらいてんのことくこゑをいたしゑひすかしや わかてうのゆみやのりきようをおもひしらせんとおほしめしてはらへん けのゑひすともしんたいきはまりおほきにきやうてんし侍りける時太子 しやうをかくしけるを太子きりをはらしたまひけれはしやうないしやう 所の武藝のみちきはまりじゆつつきて侍りけれはにはかにきりをふらし なけあけたまひけれはふたゝひ大地におちすうちうせけりつきに二のや すかの一のやをとりてけうとをからふくしたまへと御むちにてこくうに のためにわたすところのいろ~~のあやにしきとうのいしやらともをも ちきしんにおなしかみあかく色くろししかれとも日本の人のくわいせん りをたすけたまへとからさんしたてまつる干しまのあらゑひすともかた て、太子の御まへにひさまついてかつしやうししかるへくはいのちはか へすしかるにかの四人の大しやうらのかしらにつきてまはりけれはかん いの国界前のみやのとりゐになけ給ひけるゑひすともゝをのれかたのむ なと申めいはどもを引あつめてくひにかけて侍りけるたからを太子の御 しむところのわしのめいばきりふなかくろつまくろ天。面遠露むらくも つてたつひあさらしとゞのかはをこしにまきをのれかいのちとゝもにお

しやらくんにつけてのたまはくそも~~なんちらか大しやうぐんとうの りふくしやうくんはやしや神童落珍童といへりそのほかめしくするとこ のけうみやうまつ一つには綾糟二には魅師三には飛雲四には走雲といへ とくさきたちてまるはぞんじおほしめす物なりなんちらか大しやらぐん らくしつまるへしまことになんちらかけうみやうせいのるんしゆことこ の/〜異口同音になのり申さんとすときに太子のたまはくなんちらしは ちはかりをたすけさせたまへとなけき申けるなり太子四人のゑひすの大 前にそなへをきしかるへくはいのちとひとしきたからをたてまつるいの まひけれはとき。ゑひすともゝとうをんにこゑをあけてかんしたてまつ ろ干しまのむるいのゑひすのかす三おく六万八千七百卅よ人なりとのた ところのせいのかすたしかになのり申せとのたまひけれはゑひすともを けらみやうならひにふくしやらくんとうのみやうしそうしてめしくする きすすてにあひさたまりぬ今。とうさいなんほくよりくんひやううんか はねあるひはすちをたち一人も本国にかへらすちうせらるいまむかしの かせんそのゑひすとも今のことくおほくのけんそくをゐんそつし日本を をきこしめせはわかてらの人わら十二代けいから天わらの御時なんちら れらかこんとわかてうにわたるところのしよそむなに事そやをよそ上代 つるなりつきに太子ゑひすともかしよそんをたつね給へりそも~~をの る君の御いさらにたかひたまはす日本の神なりとふかくしんかうたてま きられいをもつて一人もたすくへからすちらすへきよし君臣。同にせむ したかへんとせしときもしよくんひやうにちよくしてあるひはからへを

のおほせいかなひかたきゑひすともいかてか日ほんこくのおほくの神明 むまれてわつか十さいなりみつから一人のりきようにたにもすせんまん ちらかしよそんりやうてうとうにたしかにきこしめす中にも日本国をし らかしんたいせんと申たてまつる太子かさねてのたまはくそも / なん かしよそんのことく日ほんこくをこと!~くわらりやうまてこそかなひ に一にせんそのくわいけいのはちをきよめんかため也二つには又せんそ けるを一人もいきてほん国にかへしたまはすしてうしなはるかるかゆへ ひす干しまのあらゑひすともをあひもよほし此国にまかりわたりて侍り かしよそんを申へしとせめたまひけれは四人の大しやうくん一同にこた もなんちらをたすけんかためにひそかにはつかうせりとく!~をのれら けのしよ人はまた神明のしやういくしたまへりかるかゆへに神のうちこ いやうにをよふへきやまことにわかてうはそくさんへんとのせうこく也 うんかのことしをの/<<とうしんかうりよくしてまへにはなにものかた ひすらかかたちきしんにおなし身もまたきしんのりきようありそのせい たかへて国わうとならんといふこそしよそんのほかにおほしめせそれゑ かたく侍るともわうしやうよりひかし日ほんをはんこくたまはりてしん へ申ていはくまことにきみのおほせのことくむかししんらかせんそのゑ らすしかるにあこはせつしやうをふかくいましむるあひたかなはぬまて としてそのりきようたこくのゑひすにすくれたりしかれはすなはちわれ といへとも神明のつくりいたし給へる国なれはしんこくとなつけしやら のことくはせきたるらんなんちらかいのちたすからん事一人もあるへか

ちにすてに七百よさいのいまにいたりて干しまのゑひす日ほんにはつか すせんたいにもこうたいにもこの国をしたかへんとおもひかけ侍る事ま 申さすゑひすともふかくしんからのおもひをなしやゝひさしらして申あ んこくにかへるうだのこほりにいまみちありゑひすともにけうせたりの いたるまてもこの国にむかひうらみをむすひたてまつらしとちかひてほ もひしりたてまつりたちかへりらいをなしごゞまつたいしょそん~~に ろくもつにあたへたひけれはゑひすともいよ!~太子の御ほうをんをお によろこひのあまりに日本のてうほうたるいろ!~のあやにしきとうを をかうふりししそん~~こと~~くみなたえほろひんとちかひ侍るに大 はくそも~~ちんらかしごんいこしそん~~にいたり清明のこゝろをもはくそも~~ちんらかしごんいこしそん~~にいたり清明のこゝろをも をあらひくちをすゝきかの三輪大明神にむかひふかくちかひをたてゝい かきちかひをたつへしとせめふせたまひけれはゑひすとも三輪川にて手 うらみをなすへからすと三輪太明神をかけたてまつるへしとたしかにふ らか命をたすけ本国にかへさんをのれらかしそんしこんいこ日本のため こひたてまつり侍けれは太子こたへてのたまはくそも~~われ今なんち ことにもつてをろか也しかるへくはいのちはかりをたすけ給へとからを くるやうまことにをろかなるかなちんらもとより此いはれわきまへしら らさるもの也とのたまひけれはもろくへのゑひすともくちをとち物をも のうち子をしたかへてこの国のぬしとなるへきやゆめ~~思ひよるへか つて君をつかへたてまつるへし此ちかひをそむかはてんちひ ら き ま し ─世にあらはれ給ふ三輪の大みやうしんそうして百わう宗廟の御はち

うしこれなり天ちくにはならたししんたんにははくはし日ほんには六は しゆせんとなり恵慈恵惣とり申て元興寺より妃行すあか井のかくのふた 月十六日にいたりて九しゆんなり夏堂にかんきよすこれしつかにみちを の宮を神やのむらとなつけ四月十六日よりあんこをはしめておこなふ七 な悲涙をながし大小のしんき宮中にやうかうしたまふそれよりあしかき 子七ほうのへいはくをさゝけけいしやうし給ふあいたうけ給はるものみ らしこの三つのてらはきたむきにもんありしなのゝ国にいもこちよくし のめいていの代に興生寺白馬寺とれなり日本国には佛法さいしよの天わられていの代に興生寺白馬寺とれなり日本国には佛法さいしよの天わ こんりうせし一百よ院きをんしやうしやこれなりしんたんこくにはかん 光三世のけいやくの御事天ちくのからんのはしめはしゆたつちやうしや 来の御事天ちく月蓋ちやうしやはくさいこくにては聖明わら日本には善業が せうしてやまとの国大みねに落山しぬさんかうせんこれ也せん光寺の如 のころりしやうしゆせんこんから幅のうしとらのすみ破裂しはくうんに かりける御ふるまひともなりきんめい天わらのきよう僧徳ひのとのみ春 けるありかたき御事共也くわんをん大しやらくせの御はらへんありかた ざらきやらくわんをあかめおほしめすやらに佛ほらを御こうきやらあり として神祭してすなはち夜に入て俱具をまうけにはひをとゝのへたき太 たもたしめ四かいのなみをこゝろやすくしてそのゝちだうたうをたて佛 ともしたかへてまつせのいまにいたりてかみ一天のわうゐをあんをんに つたいせいたうをもとゝす御さいせにかたしけなくもとうせいのゑひす うする事なしまことに上宮太子のこうりう佛ほうりやくしゆしやうはま

にいはくわしうたかちのこほりにれいちありあんこゐんの井とかうす甘木りうくうよりなかれて京邊にとゝまりこれをのむにいのちをますしる水りらくうよりなかれて京邊にとゝまりこれをのむにいのちをますしる大子うしていはく国中にようすいつゝみをつかしむこれはいせんにいけありといへともまさく田のためにいけのつゝみをつく事なしこれよりはしめてなかれすくる水をいけにつきこめむなしくおち行川をせきあけて田のようすいとせりされはやまとよりつきはしめて山しろの国に大なるみそ栗隅にほるこれさがのみなみなる大井の事なり此川を大井川となっなるなり日ほんの井みそのはしめなりしら露にこけのころもはしほるとも月のひかりはぬれんものかはまうねんほんなふの心だいばじやけんによつて如来のしやうかくあらはりもりやかあくきやうによつて太子のしひはせんあくにたいてきすまよひさとりにむかふりなり天台のこゝろゐんくわふこといへるともにまたしかなり卑因単星をもつてならさるなりんくわふこといへるともにまたしかなりといからすもりやと太子の意楽名が

太子十一さい

なり

はやしのそのゝうちにおゐて三十六人のとうしをゐんそつしてさま~~春二月のころやまとの国たかちのこほりなにはつるきのいけの北なるこ

みたしてへんしのあひたにもんしのしたいをえらひあはせてこれをしゆ みならすいさこをあつめてもんしをかきつけおほくのいさこともをうち らのいしのあそひにおゐても太子こと/~くつうたつしたまへりしかの けうわうならひに子建と申ける人のはしいめてつくりいたし給へりかや 事侍らすつきにいしの御あそひと申はご双六はんのうへの御あそひとも たひはなしもゝたひはなち給ふやともおほしめすやつほさらにはつるゝ 部しゆはみなおうこの如来くしやうのさつたなりをの/~すいるいおう らありてんかのせいたうをわきまへばんみんを撫育する事。そうしてこ 也そも~~はしめて此みちをたくみいたし侍りける人はしんたんの天子 こえしやうゆうかていをつき更盈か弓のいきをひもかくやと見えたりち へきや太子身つからまつゆみをひきやをはなち給ふむかししんたんにき をやこのみちかけてはいかてかをんてきをたいらけ国のけうとをしつめ とし刀杖を執ちしてあくまをかうふくし給へりいはんやほんふにおゐて とうの日かたしけなくもにうわにんくのたいをあらためゆみやをもち物 まつふけいのみちをけいこあるへしやくし十二しんしやう千しゆの廿八 と!~くじんぎれいちしんの五しやうのみちをそなへけふはきち日なり の二法也文道のをしへをしるものは君のためちうをいたし父母のためか て人の心もかしこくはかり事よの国の人にすきたりなんしの身もつとめ の御せうふありはしめには武藝のみちをゝしへ給へりこれを弓石のあそ しよたうにおゐてけいこあるへきもの也なかんつく文武の二つこれ定ゑ ひとなつくもろ!~のどうじにつけていはくそも!~日ほんは神国にし

るいおうとうのまへにはふしきなりける御事ともなりかやうにぶげいの 大こん御ふるまひなれははしめておとろくへきにあらすといへともすい りたまひけれはしよ人めをおとろかしてきやうてんし侍りきをよそ大聖 いちにおほべてたにひとしくふるまい侍らす太子はんりのこくうにのほ てのちにははんりのこくらにのほつて雲をわけかすみをふみ空中にざく えあるひはちくばにむちをうちとをくろくぢをはしりたまへりしこうし まひてしゆ!~のせらふをけつしたまひあるひはすまふをとりかつ事を やうとく太子もまたもつてかくのことしもろ!~のとうしにともなひた やはあやまたすあつさ三尺七皷をいとをしぬ猶大地のそこ十六万八千ゆ うふにさたまり侍りける時は祖父獅子短王の御ゆみ五百人してはりける わしひぎやうしてじさいのとくをほとこしたまひけり時にどうしたちた しゆんのこんりんさいまていとをしたまひはんへりきいまわかてらのし ちしたまひける御こゑ上はほんてんまてとをくきこえひきはなし給ふ御 をめしいたされ七さいの御ようちの御身一人してよくこれをはりつるう そひこのいしの御あそひともをいしゆみのあそひとなつけ侍りきこのほ たいしてきさきあらそひのさま!~のせらふをなし給ふとき御ゆみのせ は文武の両げいをきはめ七さいの御ときは斛飯王の太子だいはだつたに かに又しいかくわんけんとうの御あそひは中!~申にをよはす一さいの んし次第にこと~~くよみもつらね給へりかるかゆへにかの御ゆみのあ 太子のいにしへももつてかくのことし人けんの一さいのけいのうことに しよたうにおゐてげいのうをきはめたまへりしやくそんゐんいにしちた

御あそひをはつてその後又文藝をおしへたまへりときに太子の御きやうに御やくそくありをの【\\このさんたちそうして卅六人のどうじらたいのわうしたちならひに人/\のきんたちそうして卅六人のどうじらたいのわうしたちならひに人/\のきんだちそうして卅六人のどうじらに御やくそくありをの【\一さいのなん字をとゝのへさる事はなと / ともにかきあつめてめん / \に一くわんのまき物ともをさゝけとうしによみあけて太子にとひたてまつるときに三十六人のとうじの中におすへたよるかのもんしの訓真をいち / \めい / \にいつれもりうすいのへんせつとゝこほりなくこたへたまはんへりきかくのことくれん日のの御せたふるかのもんしの訓真をいち / \めい / \にいつれもりうすいのへんせつとゝこほりなくこたへたまはんへりきかくのことくれん日のの御せたふるかのもんしの訓真をいち / \めい / \にいつれもりうすいのへんせつとゝこほりなくこたへたまはんへりきかくのことくれん日のの御せたふるかのもんしの訓真をいち / \めい / \にいつれもりうすいのへんせつとゝこほりなくこたへたまはんへりきかくのことくれん日のの御せたふるかのもんしの訓真をいとしている。

には又けいしやう雲客の君たちその御けう名とうをかきつらねたまへりこれはみな太子御きやううたいならひに御一もんのわうしたちなりつき

大飼童子 馬耳童子 鬼取童子 葛来童子 十市童子 田鳥童子鳥羽童子 写取童子 鬼取童子 葛来童子 十市童子 田鳥童子

右三十六人也

そも~~この三十六人のとうしたちはみなこれ大しやうごんじや久位できったとくをあらはしたまへりこゝをもつてひゑいさんのなうそ慈覚大師しやらとく太子の十六さい 御ゑいをみつからゑつにしたて まつり 御くやうらとく太子の十六さい 御ゑいをみつからゑつにしたて まつり 御くやうたりしゃうねん十一さいにしてしよとうしいし弓のあそひしつかにおも太子しやうねん十一さいにしてしよとうしいし弓のあそひしつかにおもん見れはこれ三十七そんのすいるいおうとうのりうしやうをめくらし給んをちうせしめ給ふ事つら~~おもん見れは又十六ほさつの因行證入のんをちうせしめ給ふ事つら~~おもん見れは又十六ほさつの因行證入のんをちうせしめ給ふ事つら~~おもん見れは又十六ほさつの因行證入のんをちうせしめ給ふ事つら~~おもん見れは又十六ほさつの因行證入のんとくをへうしたまへりとうん~~

蓮華三昧経 文 云

暫* 本是 門是来問 覚さ 数は足さ 法。 \equiv タタヒ 味た徳を 選え 遠え 住す 因 七 礼に果ら尊だ 法;住; 然れ心に 城や

このきやうもんによりて慈覚大師聖徳太子をたんとくしたてまつりたま

のかたもゝのおちたるをあきらかにこれを見る伶倫と申しけるしんかは やのことくにまなこあきらかなるとくをそなへいなから千里のほかに蚊 二人のしんか侍りきりしゆと申けるしんかは天眼しさいの阿那律そんし そくし侍りき徳黄帝の十とくをそなへ十人のしんかの中に離朱伶倫とて うのしやうとく太子はおとらさりけり又しんたんをとふらへは漢家のて ひけるなりとをく天ちくをとふらふにしやくそんのさいせ十大御てしも らめい天わらのちよくちやらにて八耳のわらしとなつけたてまつりたま 耳のわらしとなつけたてまつるへし太子十一さいの御ときより又ちゝょ 又天耳しさいにしてもくれんそんしやのことしみゝのかしこきとくをく ありきしやくそん十たいの御てしのことしをの/~みな一とくを身にく んしはしめて第三代くわうていと申けるこくわらの御世に十人のしんか くれんそんしやは天恨じさいのとくをそなへたまひけるにもいまわかて ことはをとうじにことことくきゝわけたまへはけふよりこの太子をは八 もをよはれす一薗のうちに三十六人のとうしを八はうにたてゝとなふる にさまく、なりといへとも此ほとれん日の御あそひともこゝろもことは いく~にじじ夜々の御ふるまひどしほくをおとろかしきとくともまこと りてきさきにつけての給はくそも~~このむまやとのわらしねん~~せ ようめい天わうこかけにたちしのひて御ゑい覧ありて宮にくわんきよな り卅七尊にまんしたまへりかくのことくれん日の御あそひとももをちょ ひけるなりたゝし此太子十一さいの御ときのいしゆみの御あそひ三十六 人のとうしは一会のそけともなり能化しやうとく太子をくはへたてまつ

りといへともすいるいおうとうのまへにはふしきなりける御事ともなりりんかみゝにあらねとも榻のうへにさしましかくてほんてうしちいきのりんかみゝにあらねとも榻のうへにさしましかくてほんてうしちいきの三十六人のとうしこと葉をこと/\くわきまへたまへりまことにしやうとく太子の御ほんちは教世くわんをん三世れうたつの御ちゑほからかなしてこれもまたいなからせんりのほかに蚊のなく聲をあきらかにこれをしてこれもまたいなからせんりのほかに蚊のなく聲をあきらかにこれをしてこれもまたいなからせんりのほかに蚊のなく聲をあきらかにこれをしてこれもまたいなからせんりのほかに蚊のなく聲をあきらかにこれをしてこれもまたいなからせんりのほかに蚊のなく聲をあきらかにこれをしている。

太子十二さい

れけるしかうしてかうらいはくさいりやうこくのそうそくのけんしんられけるしかうしてかららいはくさいらんとするときに井北達ととうせんしてわかてらにわたりき九月りわたらんとするときに井北達ととうせんしてわかてうにわたりき九月りわたらんとするときに井北達ととうせんしてわかてらにわたりき九月りわたらんとするときに井北達ととうせんしてわかてらにわたりき九月りわたらんとするときに井北達ととうせんしてわかてらにわたりき九月りわたらんとするときに井北達ととうせんしてわかてらにわたりき九月りでゆんのころにつのくになにはのうらにつきはんへりけれはわかてうのわうしゃうよりはくんしんそのかすをしらすゆきむかひもんとうせられけるしからしてかららいはくさいりやうこくのそうそくのけんしんらればるこからしてかららいはくさいりやうこくのそうそくのけんしんられけるしからしてかららいはくさいりやうこくのそうそくのけんしんられけるしからしてかららいはくさいりやうこくのそうそくのけんしんられけるしからしてかららいはくさいりやうこくのそうそくのけんしんらればない。

御らんせられけるに日羅しやう人かの十よ人のとうしの中に太子をあや きたまひてなにはのうらにきやうけいなりければ日羅しやうにんていし うに申させたまふやうそも / 〜大国のりよかくともをよくうかゝひ見は もつゐにかなはす手をむなしくてまかりはんへりぬ太子はちゝのてんわ れはにちら上人はたゝいまとらへたてまつらんとおもひはんへりけれと ろもをにちら上人の手にかけつはつしつあいちかくにけさらせたまひけ しやう人いそきふねよりとひいてゝおいたてまつる太子御うしろの御こ れはこのよしをきこしめしやうやくにけさらせたまひけるときににちら うしなりあひかたらひてきたるへしといへり太子御みゝかしこき御事な ありこころにしんりきありしか~~のいしやうのいろのもんをきたると しみたてまつりてやつこにつけていはくこゝなるわらはへ身につうりき らねあそひたはふれてなにとなきやうにて大国のたひ人ともをうかゝひ てけすわらはへの中にたちましはりましく~てかたをならへたもとをつ いのけすわらはへ十よにんめしくして太子なにはのうらにきやうけいし さのころもなはのおひをむすひくたしましくくておなしほとの十一二さ うかゝひ御覧せられけるとき御すかたをやつし御かたちをすみにぬりあ やうにひざまづきかうへをぢにつけなみたをなかししんちうにおもひつ をたかひにせいたんすへくはへれとてつねにめさるゝところのせきゑを はんへりいまはこゝろやすく御ゆるしをかうふりてせんしやうの事とも んへりけれは一人はあこかせんしやうのてしににちら上人と申そうにて いてうしてりせいのまつりことをせいたんするよしを太子きこしめして

れいもんにいはく

たまふにちら上人もまた身よりくわうみやうをはなちたかひにてらしはまへりもんのこゝろは 御ほんちは くせくわんを んむゑんの しひにもよまへりもんのこゝろは 御ほんちは くせくわんを んむゑんの しひにもよされさいはうしやうとよりとうはう日ほんこくにきたつて佛法をひろほされさいはうしやうとよりとうはう日ほんこくにきたつて佛法をひろらにかんおうありてみけんよりくわうみやうをはなしにちらをてらさせちにかんおうありてみけんよりくわうみやうをはなちたかひにてらしはたまへりもんのこゝろは 御ほんちは くせくわんを んむゑんの しひにもよされるご覧をし返し/へとなへたしまれるにちら上人もまた身よりくわうみやうをはなちたかひにてらしはたまなにちられたが、生まれるご覧をはなちたかひにてらしはたまなにちられたが、生まれることをはなりたかりにてらしはたまなにちられる。

にとし月をかさねせんちらなみのらへにしんしんをくるしめ鬚髪もちや こゝろにまかせさるかいしやうなれはあくふうにはなたれむかしわつか になのみきゝしほうらいさんにいたりぬしゆんふうをえすしてかのしま ふねにのりはんりのなみにたゝよひ御ゆくゑをたつねたてまつるほとに しによつて君からさん御にらめつのゝち六ねんにあひあたりて一よらの てのちはちのみ子の女をうしなへるこゝちして一日へんしもほんごくに 子御鰲覚によりてせむしやうの事をさとるむかし君にわかれたてまつり 心とゝまりはんへらすとうかい日ほんこくにむまるへしとしめしたまひ もよほし侍りきときににちらひたんしていはくかなしきかなたゝいま太 ちらもともになみたをなかす太子の御ともの人~くもおなしくあはれを らしむしやらのならひなりとて太子も御なみたをなかしたまひけれはに らためようちようしやくのとうしなりわれしやうをへたつといへともむ かしの事はすこしわすれすまことにわかれやすくしてあひかたきはしや しもをたるのこるいのちいくはくならす見るにつけてもあはれなりわれ はなんちかむかしの節しやうなれとも二しやうにかはりぬれは古躰をあ そのていらう~~としてかしらに三冬のゆきをいたゝきまゆには八字の またしやらをかへすむかしのていなりかるかゆへにてしなりといへとも なこゝろをあはせりそのゝち太子にちらをちかくめしてのたまはくそも くするところのほくともをのく~しんきやうのおもひをなしすいきのた んへりきそのとき太子の御ともの人/~ならひににちらしやう人のめし / / あことなんちとたしやうの師弟のちきりはしんちうなりなんちはい

を見たてまつるこそうれしけれとてさめ/\とうちなきはんへりけれはとさいこくにいたりことし七かねんのあひたなけきてとしをくりかなしみて日をかさぬしかるにほうらいせんにわたりてふしのくすりをやぶくみて日をかさぬしかるにほうらいせんにわたりてふしのくすりをやぶくらしぬれはひとへにぞくしんにことならすかうらいこくよりおもひたち

太子十三さい

太子もともになみたをなかしたまひけり

たまひきをよそかの佛かくと申はたまひきをよそかの佛かくと申はたまひきをよそかのにほりとよらのしやうないに大からんをこんりうしいのほんそんを太子とそかの大臣ともろともにはいしたてまつりくやういたまひけるときに太子そか大臣をけうけしぐわんしゆとしてはしめてしたまひけるときに太子とかの大臣ともろともにはいしたてまつりたまへりれるといれ、別人月に弥勒石像一たいならひに二臂のによいりんくわんをん一たい秋九月に弥勒石像一たいならひに二臂のによいりんくわんをん一たい

金堂三間四面講堂七間二面

五十六間僧坊鐘樓一字

二階樓門一宇五重寶塔一春

興厳寺と太子御みつからかき給ふ今はところの名をとよらとこれを申あった。

佛かく也太子かのてらのほうたうを御はいけんありてのたま はく そも ひた世の人かの御たうをとよらじと申つたへ侍りこれ日ほんさいしょの うの御しやりこんしきのくわうみやうをはなしこつせんとして飯の上に らにして三七日のあひたけつさい一しきにしてきせいせられけれは一り をきせいすへしとけうけしたまへりよつてそかの大臣しん~~をもつは てすなはちちかしよろしくなんちらしん~~をもつはらにして佛しやり に佛しやりをあかめたてまつるへしそれ佛ほうとをきにあらす心中にし ひをのそかんかためくろかねの質のうへにをきたてまつりくろかねのつ ひて一にはしやりの真偽をわきまへ一にはまつたいのしゆしやううたか とひあらはれたまへりこゝに大臣かんおうのむなしからさる事をよろこ たけやふるといへとも御しやりはそこねすあるときは御しやり鐵散の中にはなった。 ちをもつてこれをうちたてまつるそのかなとことつちとはこと~~くく <─ほうたうはかならすふつしやりのうつはもの也もつともかのたらは すへしこれまことに如来のしんたつなりとてかのとよらてらの五ちらの なりじこんいごなんちとちきりをむすひて善友知識として佛ほうをおこ ほうきとくをあらはす事まれなりなんちはすてにくとくしやうしゆの人 しやうにかうさんにおゐてたしやうのあひたしゆきやうせしかともふつ しやりをはいしたまひてかんるいをおさへ大臣につけていはくわれせん なみたをなかしてるりのつほにおさめたてまつりたまひき太子かのふつ けたまはすいよ!~くわうみやうをはなし給へりこのとき大臣すいきの につと入あるときはつちの中へ入給ふといへとも佛しやりはさらにくた

すしかるに人わら三十一代ひたつ天わら御治せい十三年にあひあたりて 七代地神五代十二代数千万こうをふるといへとも佛ほうのみやうじをき たうのしんはしらのしたにおさめたまひにきそも~~日ほんごくは天神だ わ天わらの御ぢせいにいたりて一千よねんなを佛ほらのみやらじをきか かすしんむ天わらのきようより人わうはしまりてすてに二十九代せんく りわれらいま三ほうにちかつき一善をたくはふるもみなしやうとく太子 ほうのかすをとゝのへまし!~てふつほうはんしやうの国となしたまへ はしめてかのたうたうをたて日ほんむふつせかひにこれよりふつかく三 きわかてう日本国の中にはやまとのくにたかちのこほりとよらのさとに しやうしんのくわんをんしやうとく太子としけんして御とし十三の御と むへんのをんとくにあらすやむりやうおつこうにもきゝかたきものはこ つぬるにゑん天にあせをなかしこつかんに水をしのき山にはやまたちら うをたくはふる人もさらにこゝろやすからすゑんにもとめとうざいにた にまつたくかんとくしかたきものなりたま!~しゆふくによつてざいほ さいしゆしやうのために三つのたからをときてこれをあたえたまへりそ とにまつだいにはぢうぢ三ほうのりやくすくれたまへり三ほうとは佛一 れ三ほうのみやうじなりそれ三ほうについてしなくへありといへともこ んをうれへてしん/~をくるしめ一しやうはむなしくつくるといへとも にはごうせつたうとうをおそれにちやちやうほにすいくわたうそくのな みにはかいそくとうのろしのわつらひにきもをけし身をつからかしさと も~~せけんのさいほうと申はくわたくのふくごうなきものこんしやう

からなりそのことはに云 つさいしやうせんのとくありかるかゆへに一さいしゆしやうの第一のた つてけんたり二世のくわんまうをたすけたまへりはいしたてまつるにめ は一さいのゑさらもくさらとらの佛ほさつのさうこれなりそれ一さいの たからそうのたからこの三つすなはちこれなりまつはしめに佛ほうと申 ふつほさつはかくへつのくわんふしきにして一せら一礼のけちゑんをも さいしゆしやうにあたへたまへりその三ほうとはほとけのたからのりの ほうをたからとしたまはすこんせごせをたすくるは佛法僧の三ほうを一 としてまつたくめいとの資りやうならすしかれはほとけにんけんのさい らくわいのかなしみなりといへりをよそせけんのしつちんまんほう一つ たかふもものとてはこれせんせのこうなかく心にかゝる事はすなはちこ てむねをたたけともきたりてあはれむへきともからもなしつねに身にし てんにあふき地にふして涙をなかせともたすくへき人も見えす地にふし して一りうをもつゝますしんじんくわうこつとしてはんしゆめのことし のころもをとゝのへかんらんをとふらふことなししんたいわらしやくと とりめいとにおもむくとき繋契のともからせんこにしたかはすいろ!~ けまうはさらにつきかたししかるにてうけんがいはくこつせんとしてひ

うには第二のたからには一さいのきやうろんしやうけうとうこれなりほけきや第二のたからには一さいのきやうろんしやうけうとうこれなりほけきや第一には三ごうふぼんのさいしやうもせうめつすと也

第4『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一) 若有聞法者無一不成佛ととかれ又一稱南無佛皆己成佛道とものへたまへにすべきさいます。

にはもんほうくとくをもつて第二のたからとしたまへりの御しやくには一句のめうほうはおつこうにもきょかたしいち佛のみやの御しやくには一句のめうほうはおつこうにもきょかたしいち佛のみやの御しやくには一句のめうほうはおつこうにもきょかたしいち佛のみやり大はんにやきやうしゆほんには殺害三界不陀悪趣ととき又たいきやうり大はんにやきやうしゆほんには殺害三界不陀悪趣ととき又たいきやうり

そうしうはぢうしはんへりけれともいまたそうに一人もなかりしかは三 をつらねてそうほうとせりしかるにこの御ときははくさいこくの二人の は尼衆一人もなかりき一さいしよきやうの中にひくひくにのりやうしゆ いへとも日ほんこくにしゆつけのなんによいまたなかりし時代なりしか かのさいしよの御こんりうのこうけんしにちうせしめたまへりしかりと ともとして日ほんにわたり侍りしゑさうゑへんと申て二人のこうそうを らのけんたら二世をた。けたるありかたきほうを第二のほう質としたま へり第三のたからにははくさいこくのちうりよせんくわうじの如来の御 よりわたしたてまつらるゝところのきやうろん二百余巻一さいしゆしや らすなはちこれなり第二のたからには太子六さいの御ときはくさいこく つほうとしたまへり一さいしゆしやうのこんせこせをたすく第一のたか ふたひ第一のれいさうをかのてらにあかめて三ほうの中にははしめのふ らこくよりわたしたてまつる所のこんとうのしかの三そんとうなんせん るに佛のたからにはいまのせんくわうじの如来と太子八さいのときしん を太子はしめて御こんりうの興厳寺にとゝのへをかんとおほしめされけ 第三のたからには一さいのそうひくにとうこれなりかくのことく三ほう

ぼういまだとゝのほらす太子三人の御めのとをけうけしてしゆつけせし らさらんなかんつくに一さいの女人は花のたいかんはせたえなりといへ うこうにも人じんをうくることまれなりたとひにんしんをうくといへと まつるへきと申されけれはたいしけうけしたまふやうそれたしやらくわ せよとおほせをかうふる事とも遊めにもしらすしてをのくくすゝんてな り三人の御めのとは人のらへにてもいまたきかさる事にて侍れはしゆつ す三人のめのとを御まへにめしてけらけしたまふやらそも~~をの~~ の御めのとのそのけうみやうは月ますひめたまてるひめひますひめと申 めわかてうのしゆ生の佛たうにはれせんたつとなしたまひ侍へりき三人 いりて手をむなしくするのいましめこうくわひせんばんなにのゑきかあ にけちゑんなくむなしくさんつのこきやうにかへりなはたからのやまに も佛ほうにあふ事もつともかたしとすいまたまく~にんじんをうけ佛だ に事にてはんへるともきみの御ちやうをはいかてか一こんもそむきたて あこがことはにおいて一こんもそむくへからすしからは申へしとの給へ みかとしてぢごくにしつみなはしゆつりいつれの世をかこすへきあはれ とも五しやうのくるしみ三せうのうれへふかくして佛りきにあらすは十 のなさけなりさかんなるいろとゝまらすなをしはしるむまのことし人の かけをならへしらむのちきりをむすへともつゆのいのちのきえさるほと たいをやふれさるあひたのかたちなりかなしきかならんほうのかゝみに なるかなゑんおうのふすまのしたにひほくのかたらひをなせともはなの はうしやうとにさらにのそみかたしたゝしやうく~世ゝに三悪たうをす

もあくれはまたたもちかたしはやくふつだにきゑしていやしき女人五しもあくれはまたたもちかたしはやくふつだにきゑしていやしき女人五しとねんころにけらけしたまひけれは三人の御めのとたちまちにほつしんとねんころにけらけしたまひけれは三人の御めのとたちまちにほつしんとねんころにけらけしたまひけれは三人の御めのとたちまちにほつしんとねんころにけらけしたまひけれは三人の御めのとたちまちにほつしんとねんころにけらけしたまひけれは三人のぎ女たちをのくへいまたさかりなるてことはりしこくし侍けれは三人のぎ女たちをのくへいまたさかりなるてことはりしこくし侍けれは三人のぎ女たちをのくへいまたさかりなるなんくへしゆつけののちはせたえなりといへともはやくしゆつけのかたちとなれる人としゆつけののちはせたえなりといへともはやくしゆつけのかたちとなる人と、しゆつけののちはほうみやうをたまはりて一人をは善心一人をは推蔵一人をは書きとなつけ給ひきかるかゆへに太子十三さいにしてこは推蔵一人をは書きとなつけ給ひきかるかゆへに太子十三さいにしてこは推蔵一人をは書きとなっけんなりたとくなりける事したらうの如来はなにはのうみよりとりあけたてまつりかの御てらにあんちし給の如来はなにはのうみよりとりあけたてまつりかの御てらにあんちし給とく太子のしやうなん十三の御ときよりの事ともなり

以 釈 文

凡例

て採用したが、異本傍書は採用しなかった。
一 釈文の底本としたのも岩瀬文庫蔵本である。その際補入は本文とし

底本に漢字で表記されているものは誤用であっても原則として採用

したが、例えば「の給ふ」「かへり見る」「身つから」等の語は改め

仮名遣についても原則として底本のままとし、歴史的仮名遣に訂す

る事はしなかった。

うに通行のかたちに補った。 漢字の送りがなについては、例えば「申侍る」は「申し侍る」のよ

およりである。
からのほか、『聖法輪蔵』諸本、万徳寺蔵『聖徳太子伝』、などをも参照な子本地』、国会図書館本などとの違いのうち、解釈に係わるものなす。
ないのほか、『聖法輪蔵』諸本、万徳寺蔵『聖徳太子伝』、などをも参照のほか、『聖法輪蔵』諸本、天理図書館本、岩瀬文庫蔵・異本『聖徳のほか、『聖法輪蔵』諸本、万徳寺蔵『聖徳太子伝』、「といる」といる。

合が多くても、その事がそれぞれの本が善本である事をは意味しな従って、採用した対校部分に他の諸本のほうが適正と認められる場ほうに誤があると認められるものについては一々に記していない。前記の諸本との異同のうち、底本によってよく意味が通り、諸本の前記の諸本との異同のうち、底本によってよく意味が通り、諸本の

対校の略号は以下のようである。

異=異本『聖徳太子本地』

文=文明十九年写本『上宮太子伝記』

天=天理図書館本

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

国=国会図書館本

聖=聖法輪蔵第Ⅰ類・法雲寺本、満性寺本「聖法輪蔵」(法雲

寺本のある部分はそれにより、無い部分

は満性寺本によった。)

浄勝寺丹山文庫「正法輪蔵」(光久寺本、正=聖法輪蔵第Ⅱ類・光久寺本、閗名寺本「正法輪蔵」および

聞名寺本のある部分はそれにより、無い

部分は浄勝寺丹山文庫本によった。)

万=万徳寺蔵『聖徳太子伝』

案=論者の考勘した本文その他を示した。

「欠文」はその部分の記述が対校本に無いことを意味する。

「異文」はその部分の記述が対校本では別の文脈になっている

ことを意味する。

「該当ナシ」はその前後には類似の文があるのにその部分が無

いことを意味する。

*

未だ翻刻などの許可を得ていないため記述には加えていない。なる部分もあったのだが、岩瀬文庫本の書写者の読取りに従った。大方の御教示を待つ次第である。また、神宮徴古館蔵の覚什『太子大方の御教示を待つ次第である。また、神宮徴古館蔵の覚什『太子大方の御教示を持つ次第である。また、神宮徴古館蔵の覚什『太子大方の御教示を持つ次第である。また、神宮徴古館蔵の覚什『太子大方の御教示を持つ次第であって、完成したものとは言え釈文は今の段階での読取りの私案であって、完成したものとは言え

聖徳太子伝記第一

たつて、遺身を末代に伝ふ。月国漢地も法祖の潤を享け、持戒も破戒も 夫おもんみれば、釈尊西天竺に出て教法を五濁に煽ぎ、摩騰東域に来

善種の化義を喜渇す。

倩、佛法の流布を顧るに、しかしながら太子の恩徳にあらずといふ事な 生に聞かせしめてよりこのかた、佛法初めて東漸し、神明遍く感悦す。 て、上宮太子この国に誕生ましくくて、南無の称名を称へて、中州の衆 靖位を継いで、多く百歳に及ぶといへども、未だ、三法の名字を聞かず、 一礼帰依もなかりき。爰に人王三十一代の帝、敏達天皇の御字にあたつ しかるに、此葦原国は天神地祇、世を治めて、数千劫を送る。神武綏

を和らげて、濫りがはしく新記の聞きやすき和語に記せり。たゞ願はく は随喜をなして誹謗をなすことなかれ。 此故に神験を尊み、厚恩を謝し奉らんがために聊御伝の説き難き厳辞 遍照金剛遺第 覚什

2

文「教風,五濁"仰」

1

異・天「けらほうを五ちょ

くにあふき」

国「教法を五濁にあふき」

案「教風を五濁に煽ぐ」が よいか。

文「法口

異・天「ほうそ」 国「法雨」

案「そ」と「う」の仮名書

きの誤写か。 「法雨」がよいか。

3

異「きかひ」

国「破戒」

異・天「せんしゆのけきを

案、国の右当て字は後補。 すといふことなし」

「といふことなし」とし

たのは国本書写者の整合

行為か。 「善種の芽を萌

文「善種ノ芽ヲ萌ス」

国「せんしゆのけきをきかきかす」

7

す」がよいか。

上に「キン」と重書き。

文「毀戒」

5

天「はかひ」

天「三法」 異「三ほう」 文「三宝

国「三宝」

6

文「古伝」 異「こてん」

天・国「ごてん」

案「古伝」の方が後の文と

文、該当ナシ 対応してよいか。

天「覚斤」 異「かくきん」 国「覚什」とし「シゥ」の

第一太子先生御事

で生を享け、化度を万邦に施し給へり。第六生の時は念禅法師となって ぬれば、震旦、衡州衡山に五の峰あり。一には持戒、二には破戒、三に は恵日、四には解脱、五には般若なり。かの般若の峯、般若台に六度ま 抑、上宮太子は救世大悲の垂迹、随類応同の菩薩なり。その前身を尋

り。とは南岳の恵禅師ともいへり。修行年積れり。化導日々に新たなけり。又は南岳の恵禅師ともいへり。修行年積れり。化導日々に新たな

の国へ来たり給ふべし。」とて、既に遷化ましく、き。数輩の御弟子 はのは、「我この土の化縁既に尽きぬ。遷化事終つては東海に 縁 あの信に仰せ含めらる。かくて「各々再会の向顔を遂げたく思はれば、かいの国に生じて、国王の儲の君となつて、如来の遺教を広め、じゆいかの国に生じて、国王の儲の君となつて、如来の遺教を広め、じゆいまは、「我この土の化導既に尽きぬ。遷化事終つては東海に 縁 あの首へ来たり給ふべし。」とり わけ三人の御弟子に告げてさて恵禅師衡山の化導尽きしかば、僧俗一万五千人の御弟子に告げて

給ひにけり。相なり。」と宣ふ。「しかるにてあらば。聖人を孕み奉れり。」と合は せ仰せありけるは、「世間に申し習へる事は、物を呑むと見る は、懐妊ののせありけるは、「世間に申し習へる事は、物を呑むと見る は、懐妊のさて暁天に皇子に向かひ奉りて、御夢の物語ありしかば、用明の皇子

に物を吞める御心地なり。

らし、明さ、昼の如し。聊の曇りもなかりけり。柔和なり。誠に不思議に思し召す。さてこの夢想の夜は、光明宮中を照柔和なり。誠に不思議に思し召す。さてこの夢想の夜は、光明宮中を照あるに、これはひきかへて、御身の内も涼しく、起居軽利にして、四大世の常の女人、懐妊しぬれば、身も重く、起居もたやすからず苦しみ世の常の女人、懐妊しぬれば、身も重く、起居もたやすからず苦しみ

道に入らしめん。」と此の歌を一日に三度、一夜に三度歌はせ給ひけり。まれて衆生を救はゞや。煩ふ心なからしめ、法の枢を開きつゝ、菩提の既に八か月を経させ給ひしかば、胎内に声あつて、歌つていはく、「生

君も臣も奇特の思ひをなし給ふ。

の如し。大聖の利生方便皆もつて同じ。
お多太子、摩耶の胎内に宿らせ給ひし時も、昼三時、夜六時の御説法有悉多太子、摩耶の胎内に宿らせ給ひし時も、昼三時、夜六時の御説法有生を教はゞやとは、衆生無辺誓願度の心なり。後の三句は次の如し。昔年の歌の心は、三世の諸仏弘誓願の言葉なり。又曰はく、生じて衆

過ぎ、霜月も立ちぬ。極月にもなりしかども、生まれ給はず。さて常の習ひは十か月にて生まるる事にて侍れども、その年の十月も

の皇子と名付け奉る事、この御契によつてなり。とれによって厩戸の皇子と名付け奉る事、この御契によってなり。と名付け奉る事、この御契によってなり。太子の誕生御約諾有りした、この馬の声を聞し召して、則ち御誕生のり。太子の誕生御約諾有りした、この馬の声を聞し召して、則ち御誕生のり。太子の誕生御約諾有りした、この馬の声を聞し召して、則ち御誕生なりぬ。これによつて厩戸中に、この馬の声を聞し召して、則ち御誕生なりぬ。これによつて厩戸中に、この馬の声を聞し召して、則ち御誕生なりぬ。これによつて厩戸中で、この馬の声を聞し召して、則ち御誕生なりぬ。これによつて厩戸中で、この海裏によってなり。

物に命じて飛んでよろほひてんとにをよびて、又照耀する事あり。天皇敏達天皇なを皇子の宮にすはれり。たちまちにこの異を聞きて、乗り西方より来たつて、殿の内を照耀する事、やゝ久しくして止みぬ。皇子驚きて局、侍従のあへるに、庭にたちまちに赤く黄なる光あつて、皇子驚きてお、侍従のあへるに、庭にたちまちに赤く黄なる光あつて、さて侍女采女抱き奉り宮に入れ奉る。后また安宿あいの内に恙なく、

守護し奉り、祢宜とは神に仕ぶるものなるがゆへにとなり。この歌を末をある。その歌に曰はく、「ねんぜんほうしこほうしやどれ/〜こほうし、奉る。その歌に曰はく、「ねんぜんほうしこほうしやどれ/〜こほうし、まで修行して、薫修功積れり。かるがゆへに古法師といふ。宿れ/〜とまで修行して、薫修功積れり。かるがゆへに古法師といふ。宿れ/〜とまの太子は大権現のせうびなるゆへに、日本国中の大小の神祇、太子を歌の太子は大権現のせうびなるゆへに、日本国中の大小の神祇、太子を歌の太子は大権現のせうびなるゆへに、日本国中の大小の神祇、太子を歌の太子は大権現のせうびなるゆへに、日本国中の大小の神祇、太子を慰めさて三人の御乳母自然に不思議の歌を作りて、歌をもつて太子を慰めさて三人の御乳母自然に不思議の歌を作りて、歌をもつて太子を慰めるて三人の御乳母自然に不思議の歌を作りて、歌をもつて太子を慰めるこの歌を末

	り。すべて天代、入胎、出胎、出家、降魔、成道、転法輪、入涅槃の八郎。すべて天代、入胎、出胎、出家、降魔、成道、転法輪、入涅槃の八	のしたにはめきらききの神のさふらふそ」といひなせり。これは誤りな	代には誤りて、「ねん~~ほうこほうしやとれ~~こほうし、む めの 木
*: , ,	異「ゑじぜんし」	5 文「恵思禅師」	国「万方」
	異「ゑぜんじ	11 文「思禅師」	天「こう」

右の御手を捧げて、開く事なし。玉に瑕の風情かなと、御乳母たちこれ なり。さてもかやうにめでたきなかに、一つの嘆きあり。太子誕生の後、 6

相、乃至幼稚の御有様悉く釈尊、古に変る御事なかりき。希代の不思議

を嘆きあへり。

文「先生御事」

異「ぜんしやらの御事」

天「ゑぜんし」

国「慧思禅師

文「思禅師」

12

文「機縁」 国「恵思禅師

異「ゑぜんし」

天「ゑせんし

国「恵思禅師」

天「じかい、はかい、ゑ日、

げだつ、般若し

7 文「思禅師」

13

文「思禅師」

国「きえん」 天「けちゑん」 異「けちえん」

異「ゑぜんし」

国「紫蓋、巴蓋、恵日、解

脱、般若」とし割注に

「或云東ニハ恵日、南ニ ハ般若、西ニハ祝融、北

天「ゑぜんじ」

天「ゑぜんし」

異「ゑぜんじ」

国「恵思禅師は」

国「恵思禅師」

文「ス、メテ」

14

文・天・国「衆生」

異「しゆしやう」

8

異「す」むて」

文・国「行」 天・国「すゝんて」

万「般若、桂枯、恵日、嘱

蓋」とする。

ニハ桂かつ、中央ニハ紫

異「こう」

9

天「ごう」

文・国「業」

異「けら」

10

15

文「后ハシヒトノ皇女」

天「后皇女」 異「こうくわう女」 国「妃間人」皇女」

文「宿口ン」 異・天「やとらん」

16

けたつ、はんにや」 覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

4 文「万郊」

融、紫蓋」

3

文「紫蓋、花蓋、恵日、解

脱、般若」

国「前身」 峰の名を、

天「ぜんしん」

異「せんしん」

2

文「先身」

国「前生の御事」 天「先生御事」

異「ばんほう」

異「しがひ、はかひ、ゑ日、

天「ばんぼう」

六九

ᅩ
٦.,
\circ
_

			21				20				19					18			17	
国「。弘誓願」四クウギイクベン	天「弘誓願」	異「こうせいくわん」	文「四弘誓願」	国「あかき事」	天「あかさ」	異「あたか」	文「アタカモ」	国「支躰柔和」	天「四たひにうわ」	異「したひにうわ」	文「四大調和」	案「いへり」がよいか。	国「申ならはせり」	天「のたまふ」	異「いへり」	文「至リ」	天「とこしなへてに」	異・国「とこしなへに」	文「トコシヤエニ」	国「やとちんと」
										25				24		23				22
案「安宿幄内」という漢文	の内に安宿まします」	寛文「妃も又つゝがなく幄	内に安宿し給て」	国「妃もまたつゝかなく幄	あひの内にてつゝかなく」	天「きさきまたあんしゆく	<u>ک</u>	あいのうちに つ ^ かな	異「きさきまたあんしゆく	文、異文	国「変作」	天「変作」	異「へんさ」	文「変化」	異・天・国「いさゝか」	文「聊」	国、該当ナシ。	天「次」	異「つき」	文「ツヰテ」
	29				28					27									26	
異・天「	文、異文。	国、該业	天「大	異「お	文、異文。	にを	天「と	とに	異「ご	文	在	案なか	なる	庭が	天「公	きょ	ĸ	異「?	文・国	脈の
異・天 「おほゆき わかゆ	X.	該当ナシ。	天「大きにことなつて」	異「おほきにことなつて」	艾	にをよひて」	天「とんてよろほひ出むと	とにをよひて」	異「とつつてころほひてん	文・国、該当ナシ。	在したか。	案、なにか祖本に錯簡が存	なるひかりあつて」	庭にたちまちにあかくき	天「つほね侍従のあへるに	きなるひかりあつて」	にわにたちまちにあかく	異「つほね侍従のあへるに	文・国、異文。	脈の直写か。
おほゆきわかゆ	×°.	ヨナシ。	きにことなつて」 33 文「千歳」		文	よ ひて 32	んてよろほひ出むと	をよひて」	とつつてころほひてん 3 文・国「月益姫」		したか。	なにか祖本に錯簡が存	ひかりあつて」	たちまちにあかくき	ほね侍従のあへるに	なるひかりあつて」	わにたちまちにあかく	つほね侍従のあへるに 30	、異文。	直写か。

	34
異	文
ħ	国
いす	冷冷
ĺ	冷水

35 文「先生」

天「れひ水

天「せんしやう」 異「ぜんじやら」

文・国「古法師」

国「前生」

36

天「小法師」 異「こほうし」

文「七生」

37

天二些 異「一つしやう」

文「延歩」

38

異「せうひ」

太子二歳の御年

ら相構へて / 〜騒ぎする事なかれ。」その時玉照姫、太子の御深意 をも なる誓あり。今宵明けなば、明旦に天下に披露せばやと思ふ事あり。汝 二月十五日の暁、 玉照姫に密かに告げてのたまふ や う、「阿児に大き

国「せうび」

文「入胎、出胎、降魔等の

39

異「てんたいにつたいしゆ

やうたうてんほうりんに **うねはんの八さら」** つたいしゆつけかうまし

天「天代日代しゆつたいし ほうりんにうねはんの八 ゆけかうませうたうてむ

国「天胎、入胎、出胎、出 家、降魔、成道、転法輪、 さらし

入涅槃の八相」

と仰せられしほどに、玉照姫、誠にもやと思ひてまどろみぬ。 ば、此の事さては我大願に障礙出来りなんと思し召 し て、「誠には阿児 がいへるに非ず。さる事あるべからず。我も御寝なら む。汝も寝よ。」 奏進なくしては、たやすく我らばかりにて許し奉るべき。」 と申し け れ 覚悟せず申すやう、「さやうの御大事を披露あらん事を、 いかでか 帝

かせ給ひしに、如来の御舎利一粒を御所持ありけり。 せて、「南無佛」と三度称へさせ給ひて、誕生よりこのかた開かせ給 されしあかつき御袴のまゝにて御出あり、東方に向つて左右の御掌を合 ざりつる右の御手を左右に合掌して、「南無佛」と称名して、これ を 開 を立ち出させ給ひて、御衣なども召されば人知るべきあひだ、たゞ夜召 にも風聞あらば旁々障りとなりぬべし。未だ夜も明けぬほどに、我大願 を遂げばや。」と思し召して、 御乳母たちにも知らせず、 密かに御寝所 太子は思し召すやう、「夜も明けなば、此の事天皇聞こし召され宮中

仏の時の御舎利なり。 ひけり。又佛法東漸のいはれを表しまします也。今法隆寺御舎利は南無 しけるあひだ、二歳の中旬は時分常住たるによつて、これを開き初め給 法の名字を称へ初めて衆生の耳に触れさせ、利益を得せしめんと思し召 を持ち給へるより、光を放つて世界を照らす。この無佛世界に初めて三 照朗せり。太子は御袴ばかりにて御膚を現し、東に向かひて、御手に物 さて南無の御声に鱉きて御乳母たち起き騒ぎて見奉れば宮中宮外光明

+.
Ξ

后别学 医 使教文们研究对新要第十一号			=======================================
1 文「相構テ」	天「せうらう」	1 文「営ノ」	3 文「然間」
異「あひかまいて~」	5 文 三宝	異「みやう」	異「しかるあいた」
天「かまえて~」	国「三宝」	天「みやう」	天「しかるあひた」
国「あひかまへて」	異「三ほう」	国「宮の」	国「しかる間」
2 文「只□ヘルソ」	天「三法」	2文「一旦ノ」	4 案、「御」字衍字と認め一
異「いはへるそ」	6 文门月	異・国「一たんの」	字削除。
天・国「いへるにあらす」	異・天「二さい」	天「一たん」	
3 文「赤キ」	国「二歳」		
異・国「あかき」	7 文「時分正中」		
天「あかつき」	異「じぶんしやうちう」	太子四歳	
4 文「照耀」	天「自分じやうしう」	父の皇子の宮、磐余池辺双槻宮、	、御舎兄、久米王子、丸子王子、简島
異・国「せうよう」	国「しぶんじやうぢう」	王子を始め奉りて、太子もその中	に交はり御遊戯ありけり。いさゝか御
		声高くして、御諍論ありけるに、	父の皇子聞召されて、御身づから杖を
太子三歳		執って王子たちの御中へ立ち向か	ひ給ひしに、余の王子たちは皆散り散
春三月三日、皇子、母后、侍女、至	春三月三日、皇子、母后、侍女、采女斉整として、太子を抱き奉りて、	りに逃げ隠れさせ給ひけるに、太	りに逃げ隠れさせ給ひけるに、太子一人逃げ給はず、御肩の御衣を脱ぎ
宮うの後薗に出御なつて、桃花の御遊宴ありて、皇子自ら桃花と、又傍	延宴ありて、 皇子自ら桃花と、 又傍	御膚を顕して膝まづきて、皇子に	向はせ給ふ。その時父の帝杖側めて、
らにありける松の葉と二つ折りて、 太子に申させ給ふやう、「松の葉と	太子に申させ給ふやう、「松の葉と	太子に向ひ奉り、宣ふやう、「余の	太子に向ひ奉り、宜ふやう、「余の王子たちは朕に恐れをなして、皆逃
桃花とはいづれか愛し思し召すや。」 と問ひ奉り給ひしかば、 太子答へ	と問ひ奉り給ひしかば、 太子答へ	げ隠れ給ふに、太子一人なんぞ恐	げ隠れ給ふに、太子一人なんぞ恐れずして向ひ給ふや。」 時に太子 いと
て申させ給ふやう、「桃花はこれ一旦栄木、松の葉は千年の貞木なり。	三栄木、松の葉は千年の貞木なり。	けなき御心に申させ給ふやう、「	けなき御心に申させ給ふやう、「我過つて戯諍を過ごして、 父帝の御怒
しかるひたた松の葉を愛すべし。」と仰せられしかば、 皇子も皇后も御)仰せられしかば、 皇子も皇后も御	りを被ぶり、これ不孝の至りなり	。父母に不孝のものは、天には梵天帝
感に耐えざりき。		釈もこれを守護せず。地には堅牢	地神も地を戴かずといへり。しかれば

涙に咽び、とからの御返事もなかりけり。 外の教戒少しも漏るる事なく申させ給ひしかば、皇子も御杖を捨てて御 に我父の御杖を受けて御怒りを休めんと思ひしが故に向ひ奉 る。」と 内 我天に階立てても登るべからず。

地に穴掘りても隠るべからず。

この故

1 文「杖ヲ」

異・国「かうふる」

国「杖を」 異・天「つえを」

天「かふむり」

2 文「戯咲」

文「教戒」

4

国「戯諍」 異・天「けしょう」

天「けふかい」

異「けらがい」

3

国「教誡」

文「蒙ふる」

太子五歳

せ給ふ人は、直に地を踏む事なし。いかゞはせん。」と嘆き侍りしに、 ふや。大国の風儀はいかゞ侍らん。我が国の習ひは国のくら位に備はら べき東宮にておはしますに、なんぞかろぐ~しく大地に御足を下ろし給 りて申すやう、「太子は我が君の儲の君にて、十善の宝位に備はり 給 ふ 儀式をなし給ふ。時に三人の御乳母、これを見奉りて、急ぎ宮に入れ奉 しに、太子密かに出御なつて、諸卿の御前に進んで、列に立つて奉拝の 太子御伯母推古女帝后に立ち給ふ。大臣公卿拝礼の儀式を執り行なひ

> して、人のために灰害せられ給ふべし。 るべし。その次に我御叔父崇峻天皇御即位あるべし。それも久しからず 此敏達天皇、世を知ろしめさん事十四年なるべし。その次には我父の天 皇位を継ぎ給ふべし。それもわづかに二か年の内、十か月の間に崩御な 知らざるにはあらず。しかりといへども我国の位を継ぐ事あるべからず。 太子のたまはく、「汝らの申す所誠にそのいはれあり。 阿児もその 義 を

明らかに仰せありしかば、奇異の思ひをなせり。 に御物語ありしほどに、三人の御乳母もことはりといひ、未来の御事を け奉るべき故に、未来は我君主たるべき故に拝み奉るなり。」とこまやか 治世あるべし。阿児はこの帝の御時、摂政の位を承つて帝の御政道を輔 その後にたゞ今の御伯母の后、位に就いて、女帝として三十六年の御

実に内外の舟揖、人天の師範にておはしませり。かの学呵博士と申す唐 み、政をなしけるに、この太子の御代に初めて筆墨の技起これりとあり、 では日本国に墨を擦り、筆を執る芸もなかりき。たゞ縄を結び、木を刻 **「筆墨を我に献ずべし。」 とて、書芸を習ひ学しおはします也。この時ま** 人は、日本国にては五徳の博士と号せりと云々。 れり。太子の外典の御師匠として孔子、老子の教へを授け 奉 り、 予 て さてこの時、百済国より先生の御弟子、学呵博士といふ外典の学者渡

1 文「王」位

天「ほら位」

異「ほうる」

国 「宝位」

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

七三

同朋学園佛教文化研究所紀要第十一号

上

3 2 文「位ヲ継テ」 異・天「国の位に」 文「国ノ位ニ」 国「位につき給て」 天「位に付て」 異「位をついて」 国「帝」位に」 5 4 文「先世」 文「サツケ奉リ」 国「前生」 国「まなび給へり」 天「さつけ奉り」 異「さづけ奉り」 異・天「せんしやう」

太子六歳

この年に始まる也。 奏聞を経て、これを読み明かさせ給ひけり。如来の聖教の日本へ渡る事、 今間を経て、これを読み明かさせ給ひけり。如来の聖教の日本へ渡る事、 十月の頃。百済国より法花、勝鬘等の経論二百余巻を渡さる。天皇に

に、更に忘れず。しかるべきは披見すべし。」と重ねて申させ給ひしに、先生の御事、この時初めて、往因を説き給ひしかば、天皇も諸卿も不思議の思ひをなしおはします。その時、ともかふも御計らひたるべしとて、宮中潔祭して、経論を披見し講読おはします。太子天皇に申させ給ふやら、「この経論を披見し候ふに、軸々異なりといへども、凡その所説、諸悪莫作、諸善奉行の理を宗旨とせり。しかれば国々の殺生を禁断しまれを記す。かるがゆへにかの日時に一切衆生の善悪の行を記して、黒白の給ふべし。そのゆへにかの日時に一切衆生の善悪の行を記して、黒白の給ふべし。この時分に国に殺生を断じ、人に戒を授けしめば、天子寿命を延べ、国土に殃災なかるべし。」と申させ給ひしほどに、即ち綸旨を下され、国土に済日の殺生禁断せられけり。

太子七歳

生を受けて、七か年に及ぶといへども、億持不忘の徳を具足せるがゆへ衡山に六生まで住処を占め、此の如来の遺教を修学せり。我今この国にに太子は天皇に申させ給ふやう。「君は知ろし召 さ じ。我は震旦の衡州に太子は天皇に申させ給ふやう。「君は知ろし召 さ じ。我は震旦の衡州に太子は天皇に申させ給ふやう。「君は知ろし召 さ じ。我は震旦の衡州に太子は天皇に申させ給ふやう。「君は知ろし召 さ じ。我は震旦の衡州に太子は天皇に申させ給ふやう。「君は知ろし召 さ じ。我は震旦の海州の帝に奏し給ふ や う、「去年百済より渡るところの経論二百余巻、

 2 文「成シマシマス」
 国「該当ナシ。
 天「更祭して」

 国、該当ナシ。
 英「結界シテ」

 国、該当ナシ。
 国「なし給ふ」

異・天「なしおはします」

4

文「講讃シマシマス」

異「かうとくしお はしま

<u>す</u>

国「そのゆへは」

異・天「そのゆへに」

天「からとくをはします」

文・国「業」

6

5 文「其故へ」

国「講読し給」

異「けう」

天「きやう」

太子八歳

示し、因果を信ぜざる邪見の衆生を降伏し、無為真実の仏道に入れ給へ す。未来成仏の記別を授け、東土末代の衆生のために、悪鬼邪神の形を なり。時により、所に従い、仏菩薩と現れ給ふ。神明の垂迹と現じ給ふ。 らず。抑我朝、一切神明の本地を尋ぬれば、皆往古の如来、久成の薩埵 しかれば即ち西天上代の機根のためには、仏菩薩の形を現じ、これを度 かた、この国の衆生、神明の利生のみを尊とみ、本地佛菩薩の利益を知 しかるに今、仏法東漸のいはれにて、我朝に来り給へり。劫初よりこの 震旦をしなべ国王、大臣一心に崇め奉る所の南瞻部提第一の霊像なり。 り。阿児先生に衡山において崇め奉る多生の御本尊、かくのごとく天竺、 に代つて利益を施し給ふ。その後震旦、新羅国に渡り給ふ、四百余歳な て未来成仏の記別に預かり給ふ。遂に在世八十か年の化儀事終つて、悉 し留め給へり。しかるに如来滅後の後、天竺に留まつて一千余歳、生身 く入滅し給ふ時、滅後の衆生を利せんがために、御身を金銅の聖容に写 き給ひしかば、在世、滅後を嫌はず、有縁無縁の者、龍畜鬼神をしなべ 万乗の位に備はり給ふべき儲君の御身なりといへども、七歳にして発心 を隔てて中天竺の王宮に御誕生あつて、御名をば悉達太子と号す。十善 度し給へり。かるがゆへにこの度正覚をとり、此朝より十万余里の湮浪 の修行円満して、久成正覚の古佛なりといへども、従果向因の利生をも し、十九にして出家し、三十にして成仏し給へり。一代八万の教法を説 つて、世々番々に娑婆に出世して従因至果の正覚を称へ、三有の群類を て正覚を成ずるにあらず。既に五百塵点劫の古、三阿僧祇劫の間、大功

もつて差別なし。しかれば即ち君も臣ももろともに、一切神明のその本 り。もとより神明と仏、たゞ氷と水との如し。影と形に相似たり。いま と太子懇ろに説き給ひければ、一天の君を始め奉り、群臣一同に信仰の 地仏菩薩の、利生のために悉捨多生曠劫にも逢ひがたき仏菩薩の像也。」

真るいを残し留め給ひける也。 置し奉り給ひけるなり。これ即ち如来の滅後に一切衆生のために釈尊の その後大和国に大伽藍を建て、元興寺と名付け、かの釈迦の三尊を安 思ひをなし奉りけるなり。

宇に及び、今の一の人の御先祖大織冠の御嫡男淡海公、南都に興福寺を を、太子御入滅の後、五十年の頃に及び、人王三十九代、天智天皇の御 寺の東金堂の後門に東向きに据へ奉り、仏法最初の釈迦の像と申すは即 れ。」と託宜し給へば、これによつて昔より末代に至る まで、今に興福 願力によって、栗散辺土のこの国まで来たれり。かさねて猶東方に向は 氏寺に建てらるゝ時、もとよりの元興寺かの尺迦の三尊を迎へ奉りて据 んと欲するもの也。なんぞ西方に向はせ奉るや、早く東方に 向 は せ 奉 へ奉られければ、かの釈迦の霊像則ち託宜してい は く、「我仏法東漸の さてもかの仏法最初の釈迦の像大和国元興寺の金堂に安置し給ひける

異・国「ちよくしとして」 聖 一一勅 使』

> 2 異・天「こつしよより」

3 異「ゐんいくわこ のとく

7

異「是をどす」

聖・正「顕』仏菩薩こ 国「仏菩薩あらはれ給」

天「是をとす」

天「いむくわに此しゆとく

国「これを度す」

聖・正「度」、之こ

国「因位果後のくとくを」

聖「因位果後功徳」

正 「因位果後功徳

4 異・天・国「をしなへ」 聖「押並テ」

E 一「押並ご

天「せんふたひ」 異「なんゑんぶたい」

5

聖・正「南閻浮提」 「南閻浮提」

異「佛ほさつとあらわれ給

6

天「佛ほさつとあらはれ給

国「劫初より」 聖・正「従い劫初に」

8 天「仏たど」 異「ぶつだと」

国「仏陀とは」

正「仏陀」 聖 「仏陀へ」

9 異「しんるいを」

国「真影を」 天「しんるひを」

聖「真影ヲ」

「真影」

異「もとよりのくわんこう

10

天「もとよりの元興寺の」

国「元興寺の」

聖・正「自…本元興寺」」

天「ちょくして」

1

ちこれなり。

正 一動使

内侍所の事

 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が 我朝開闢の初めに、天照太神宮の御本地の事、炁なくも太神宮高間が

太子九歳

しくへきと云々。

住所として昼はひめもすに歌ひ暮らし、夜は夜もすがら歌ひ明かし、松ける人なり。その姓名をば土師のむら八島と申けるなり。わざと海辺ををすさまし、歌を詠ずる人侍り。この人我朝に初めて今様を詠じ出して夏六月の頃、一つの奇特侍り。津の国難波の浦の州崎に家を造り、心

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

なり。かくの如く、吹く風立つ波につけて、一切を眼に見、耳に聞く類、歌の音曲を助け、州崎の千鳥の友呼ぶ声までも、心を澄まし、遊曲の砌吹く風に琴を調べ、かの歌の調子とこしなへに、岸打つ波を鼓とし、此

いづれも流水の弁舌滞りなし。

面白く今様を歌ひ侍りけるその声妙にして、誠に面白く侍りけるあひ中へ飛び入り侍りき。

ふ。「抑これは空に住む熒或星と申星にて侍なり。かの星は下界の 人間の事いかさまにも国王大臣とうの御大事の物怪いけと思ひて、内裏に参の事いかさまにも国王大臣とうの御大事の物怪いけと思ひて、内裏に参の事いかさまにも国王大臣とうの御大事の物怪いけと思ひて、内裏に参い事に知ろし召す御事なれば、此の事太子に伺ひ奉らんと思し召して、明らかに知ろし召す御事なれば、此の事太子に伺ひ奉らんと思し召して、明らかに知ろし召す御事なれば、此の事太子に伺ひ奉らんと思し召して、明らかに知ろし召す御事なれば、此の事太子に伺ひ奉らんと思し召して、明らかに知ろし召す御事なれば、此の事太子に伺ひ奉らんと思し召して、出鬼神さまん、に禁忌の歌を歌ひ侍りけり。八島怪しく思ふやう、此此鬼神さまん、に禁忌の歌を歌ひ侍りけり。八島怪しく思ふやう、此

正「土師之連八島丸」 正「夜~」	聖「土師ノ連八島」 聖「夜々」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国「土師連 八島」 国「よな~」	天「土師のむらやしま」 天「夜よる」	2 異「はしのむら八島」 4 異「よる/〜」	正「澄」心」 正「光」調子」	聖「澄」心」 聖「為」調子」	しけり」 天	1 異・天「心をすまし」 3 異・国「てうしとし」		給ひけるなり。	鏡に懸け明らかに相し給ひける御事、有難さよと万人尊とみをなし奉り	し給ふのみならず、かくの如く天の変化をなす天文地利の冥道をもよく	を恐れて、太子の御知恵のやむごとなき御事を尊み奉り給ひ、悉く通達	よく/〜御慎みあるべし。」と御奏聞ありければ、君も臣も東夷か兵難	我朝に攻め来たつて、王位に望みをなし侍るべし。明年の春三月の中、	侍る。 天下の乱れ、 日本の大難出来し侍るべし。 一定東方より千島の夷、	口なし、人をもつて囀らしむといへり。もつての外禁忌の歌どもを歌ひ	来たらざる前に、人の善悪の事を謡に作り、披露し侍るものなり。天に	の形を現じ、人間に天下り、世間の諸々の小童子の中に相交はり、未だ	にもし戦兵乱起り、飢渇、不熟とうの災難出現せんとては、かの星童子	
				8					7					6						5	
国「御大事」	思もひて」	天「御大	おもひて」	異「御士	正、該当ナシ。	聖「放」光」	国「光を	天「ひか	異「ひか	正、該当ナシ。	聖「行末ヲ」	国「行かた」	天「行末」	異「行すゑ」	正、該	聖「眼八」	て	国「ま	天「まなこ」	異「ま	
(事)	て」	天「御大事のもつけいけと	りて」	異「御大事のもつけいけと	ナシ。	光,	「光をはなち」	天「ひかりをはなし」	異「ひかりをはなち」	ゴ ナシ。	小 ヲ L	かた	企	9 2	正、該当ナシ。	Ĉ		国「まなこは光か ゝやき	なこ	異「まなこは」	
事」	て」	(事のもつけいけと	して」	八事のもつけいけと	ナ シ。 10	光 ,	はなち」	りをはなし」	2りをはなち」	ゴ ナシ。 9	小 ヲ∟	かた	企^	986	当ナシ。	î	9	<i>₹</i>	なこ」	なこは」	

もよくか ^ みにかけあき ちょくか ^ みをなし奉り給ひける御 ちかにそうし給ひける御

給ひこと/~くつうたつなし御事をたつとみ率り天「太子の御ちへのやむ事

らずまりらり、ことに 懸明らかにそうし給ひけ 別のみやうをもよく鏡にく天のへんをなす天文地

万人たつとみをなしたてる御事のありかたさよと

国「さてもやんことなき御まつり給ひけるなり」

事かな内典外典に通達し

事,御事奉,|貴給ヒキ」

りかたさよと太子の御ち 冥道とも察し給ふ事の有 冥道とも察し給ふ事の有

「太子ノ軍印恵ノ 無...とじ申されけり」

ゑのほどをたつとみかん

聖「太子ノ御知恵ノ無」止

「大子ノ御知恵ノ無」。

「大子ノ御知恵ノ無」。

「大子ノ御知恵ノ無」。

「大子ノ御知恵ノ無」。

し給ふのみならす彼こと

いはく、

熒或星の歌の事

神の本性の声、恐れ侍りければ、主の八島今様の曲を留め侍りければ、かの変化の者主歌を面白く聞き取りて、共に歌ひ侍りけるほどに、鬼

を取り歌ひ侍る。その曲にいはく、を取り歌ひ侍る。その曲にいはく、自己を引き替へて、時の調子を取り歌ひ侍る、己が本性の恐れなる声を引き替へて、妙なる声に在の者にて侍りける、己が本性の恐れなる声を引き替へて、妙なる声に在の者にて侍りける、己が本性の恐れなる声を引き替へて、妙なる声に相尋ねばやと思ひて、夜更け人静まりて、五更の天に及びて、時の調子相尋ねばやと思ひて、夜更け人静まりて、五更の天に及びて、時の調子相尋ねばやと思ひて、夜更け人静まりて、五更の天に及びて、時の調子を取り歌ひ侍る。その曲にいはく、

我宿の甍に作る声は誰確かに名乗れ四方の草ども

の返歌に己が身の交名住所を悉く明らかに歌ひ現し侍りける。その歌にと、三返ばかり押し返し~~面白く歌ひ侍りければ、かの変化の者、そ

十余町虚空を飛び、住吉の浦の海中に沈み侍り。これを三返ばかり歌ひ、天も明け方になり侍りければ、難波の浦より三天の原南に巡る夏見星豊聡に問へ四方の草ども

には太白星と申す。秋三月を領ず。五性の内には金を掌る。その色白きす。夏三月を領ず。五性の中には火を掌る。その色赤き也。丙丁。西方東方には歳星と申す。四季の中には春三月を領ず。五性の中には木を掌東方には歳星と申す。四季の中には春三月を領ず。五性の中には木を掌東方には歳星と申す。四季の中にはを掌っての色五色なり。太子奏して宣ふ、「抑、此変化の者は空に住む熒或星と申す星なり。太子奏して宣ふ、「抑、此変化の者は空に住む熒或星と申す星なり。

物也。しかるに天下に災難起こらんとては、此星様々に変化して、先立 には土を掌る。その色黄なり。壬癸。此の五星天下を治め、国土を守る なり。戊己。北方には震星と申す。冬三月を領ず。五性の内には水を掌 ちてこれを示すものなり。」 る。その色黒き也。庚辛。中央には鎮星と申す。中を領ず。五性のなか

し給ふやう。「かの星の歌の曲にて知り 侍 り。天の原南に巡る夏見星豊 掌る物なりと、答へ侍るなり。終りの句に豊聡に問へと申すは、日本国 は夏と訓ずる文字なり。火といふ文字はひと訓ずる文字なり。かるがゆ 我は浦南の方に住むと答へ侍る。次に夏火星と歌ひ侍るは夏といふ文字 聡に間へ四方の草どもとは我朝の大和言葉に空をば天の原と詠める故に へに空には南方に住み、四季の中には夏三月を領ず。五行の中には火を には十八の異名あり。その中に豊葦原の国と申侍あり。その所は阿児が 名字をも豊聡の皇子と申し侍る。さてこそ豊聡に問へとは歌 ひ 侍 る な 時に「なをもつてかやうには奏したまふもの也。」太子重ねて勅 答 申

天「五しやら」 国、異文。

異「五きやう」 天「五せう」

8

異「時に猶いかやうにはそ

うし給ふや!

国「此星たかひに天下をお

さめ」

て

5

国、異文。

天「五しやら」

6

異「五きやう」

天「時になをもつてそうし

給ふ物なり」

国、異文。

7 異「五きやうの中には天下

天「此ごしやうてんかを納

をおさめし

9 国、該当ナシ。 異「そらみなみのかたに」

天「うらみなみの方に」

国、該当ナシ。

太子十歳

夷攻め来たつて我朝の王位を奪はんとして、合戦をなし侍る也。 或星の告げによつて、太子御奏聞の御言葉、一言として違ひ侍らず、東 春二月下旬の頃、一天の乱、朝家の御大事出で来る。去年六月の頃熒

る大海の中に一千三十余の島国あり、これを蝦夷が千島と名付け侍る。 本国に攻め来たる。時に我朝の王城は、大和の国磯城の郡三輪の里古蒙 具して、我朝の王位を奪ひ奉らんとす。聖徳太子生年十歳の春の頃、日 かの千島の荒夷ども四人の大将軍を先として数千万億の眷族どもを召し 抑もかの東夷が本国と申は、我朝より東北鬼門の方に相当り、漫々た

異「五きやう」

1

天「五しやら」

3

異「五きやう」

国、異文。

国「五行」

2 異「五きやら」 天「五しやう」

異「五きやら」

国、異文。 天「五しやう」

太神の御代、人王の重宝と伝ふるところの神璽、宝剣、内侍所等の三種 れ給ひて鳳闕を辞して、たちまちに他所へ忍びの行幸をなし給ふ。天照 さるる時分も待たず、夷の大将軍たちまちに内裏に発向すべき由風聞す。 のあたり王城へ乱入す。皇居既に危らき事に及び侍り。諸国の軍兵を召 いかゞ。」と嘆き申し給ひければ、時の帝敏達天皇、かの夷が兵難を恐 にあらず。それは上古上代の事にて侍る、伝えてのみぞ承る。これはま り。人王十二代景行天皇の御時、東夷日本に発向仕る、昔もその例なき に及べり。又千島の荒夷ども攻め来たる事、上古上代にもその例侍るな 東夷西戎やゝもすれば、西より新羅、百済の夷ども攻め来たる事、度々 でやらずといへり。まことに天下の乱、日本の勝事なり。上一天の君よ 陣を取り侍りければ、後陣の大勢は奥州石開、石踏、秋田の城を未だ出 各々大臣勅答申し給ふ。「凡そ日本国は粟散辺土の小国なりといへども、 本に発向し、 かくの如く国に悩みをなす先規ありや。」 と勅し給へば、 きに叡慮を驚かし、多くの臣下を召し御尋ね あ り。「抑上代にも東夷日 を弁へず。夷大勢はいよ~~夜を日に継いで、乱入し侍りければ、帝大 り、下万民に至るまで憂へ嘆き、たゞ此事に極まれり。上下仰天、東西 幾千億といふ数を知らず。先陣は既に大和の国三輪の山北、城戸が峰に 本に押し渡りて東山道、東海道両道より王城へ攻めのほりけり。その勢 の村初瀬川の辺、磯城嶋金刺の宮これなり。かの蝦夷が千島の大勢、 大和の国稲淵山の奥の谷に行幸ならせ給へる御輿の前後には、卿相 御随身ありて、鳳車に召されて速やかに皇居を立ち出ましく 日

方もなし。あさましかりける御事なり。 (表) では、 (本) では、 (大) では、 (大

芝に稲淵山の谷に鳳車の御輿を舁き据へ奉り、天皇太子を招じ奉りておした八さても去年の熒或星の告げによつて奏し給ひしに違はず、今此の大難起これり。いかにとしてか、かの東夷が難を鎮め給はんや。」太子勅答申し給ふやう、「誠に一天の大事、四海の嘆き此事に極まり 侍る。たぶし、群臣の詮議どもを承るに罪業の根源、殺生の基と覚え侍る。の也。あるひは霧を降らし城を隠し、様々戦の秘術侍りければ、日本の更兵ども百万騎をもつて合戦し給ふとも、さらに適ふべからず。もしなを強いて戦をなさしめば、両方ともに殺生の根源、殺生の基と覚え侍る。の也。あるひは霧を降らし城を隠し、様々戦の秘術侍りければ、日本の更兵ども百万騎をもつて合戦し給ふとも、さらに適ふべからず。もしなを強いて戦をなさしめば、両方ともに殺生の根源、罪業の基たるべく候ふ。我進んで自ら戦場に赴かんとすれば、幼少の身にしてその力用適ひふ。我進んで自ら戦場に赴かんとすれば、幼少の身にしてその力用適ひよ。我進んで自ら戦場に赴かんとすれば、かの東夷が難を鎮め給はんや。」に進退これ極まりけり。世は今からとぞ覚え侍る。」とてさめが、と打ち泣き給ひければ、君も臣も再び王宮に還御なく、遂に山野に隠れ給ふり、我進んで自ら戦場に赴かんとすれば、幼少の身にしてその力用適ひか。我進んで自ら戦場に対し、大皇太子を招じ奉りていた。

一、きにやと、御愁嘆深かりける御事なり。誠に東西かき暮れて心細く侍べきにやと、御愁嘆深かりける御事なり。誠に東西かき暮れて心細く侍りけるに、太子のたど一言をもつて君を助け奉り、乱世再びもとに帰しりけるに、太子のたど一言をもつて君を助け奉り、乱世再びもとに帰しりけるに、太子の御氏神、大和の国三輪の大明神は和光利生の霊山なり。ながし。」太子たと一人白き御馬に召し、夷が城へ打ち向かひ給ひける。かざと御供には人召し具せられず。たと蘇我の大臣ばかり御供仕り侍りたり。山は太子の御氏神、大和の国三輪の大明神は和光利生の霊山なり。太子三輪の鳥居の御前にして、赤衣の御袖を搔き合わせ、懇ろに東夷が大子三輪の鳥居の御前にして、赤衣の御袖を搔き合わせ、懇ろに東夷が大子三輪の鳥居の御前にして、赤衣の御袖を搔き合わせ、懇ろに東夷が大子三輪の鳥居の御前にして、赤衣の御袖を搔き合わせ、懇ろに東夷が大子三輪の裏ども、太子を目に懸け奉り面々に申し合いけるは、「さて / 対外の夷ども、太子を目に懸け奉り面々に申し合いけるは、「さて / 対外の夷ども、太子を目に懸け奉り面々に申し合いけるは、「さて / 対外の夷ども、太子を目に懸ける御事なり。誠に東西かき暮れて心細く侍になり、表だればかりにして幼稚不肖なり。」と思ひ卑しめ奉る。

一町ばかりに七度まで投げ上げましく~て、その後西に遠く投げさせ給り、成って、高いの御馬に金鞭をしとゞ当て給ひければ、御馬たちまちに虚空に登る」所の御馬に金鞭をしとゞ当て給ひければ、御馬たちまちに虚空に登むがあっく。副将軍の荒夷ども磐石を抱き、遙かの高き峰より太子に投げおの」く。副将軍の荒夷ども磐石を抱き、遙かの高き峰より太子に投げおの」く。副将軍の荒夷ども磐石を抱き、遙かの高き峰より太子に投げおの」く。副将軍の荒夷ども磐石を抱き、遙かの高き峰より太子に投げおの」く。副将軍の荒夷ども磐石を抱き、遙かの高き峰より太子に投げおり、召さいた。日は、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給り、大子の後西に遠く投げさせ給り、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給しば、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の御屋には、大子の後西に遠く投げさせ給して、大子の後西に遠く投げさせ給きないりにない。

千島の荒夷ども形鬼神に同じ。髪赤く色黒し。しかれども日本の人の

さてこそ国の名所にて侍るなり。播磨の国逸済郡の海の渚に投げ付けまし~~ければ、投げ石の浦と申す。川に至る。岩根といふ里あり。かの石の背、六七間の屋の如し。一つはひければ、磐石雷電の如く虚空を響かし、三つに割れて二つは奥州、三

返まで周り、天へ鳴りて登り、地に鳴つて下り、上下とんでんして、一 思ひ知らせんと思し召して、方便定の御弓、神通の鏑矢を取つてよつび 大将らの頭に付きて回りければ、堪忍すべきやうも侍らずとて、四人の 城の内の夷ども迷惑せしめ、弓矢の本末を弁へず。しかるにかの四人の き放し給ふ。これ三目の角の鏑なり。雷電の如く声を出し、夷が城を七 かに霧を降らし城を隠しけるを、太子霧を晴らし給ひければ、城内城外 ける。夷どもゝ己が頼む所の武芸の道極まり、術尽きの侍りければ、俄 再び大地に落ちずうち失せけり。次に二の矢をまた御鞭に懸け、西に向 の輩朝敵となりて、君王の叡慮を悩まし奉り万民を煩はす。かの一の矢 まはく、「抑天には無形に、正理正見をもって体 と す。今此の凶從暴悪 かりを助け給へと降参し奉る。 大将軍城内を罷り出て、太子の御前に跪いて合掌し、しかるべくは命ば の夷ども進退極まり、大きに仰天し侍りける時、太子我朝弓矢の力用を かって投げ給ひければ、遙かの西の紀伊の国日前の宮の鳥居に投げ給ひ を取りて、凶從を降伏し給へ。」と御鞭にて虚空に投げ上げ給ひければ、 次に副将軍の荒夷、毒の矢を放し射奉りければ、太子天に向ひてのた 廻船のために渡すところの色々の綾錦とうの衣裳どもを持つて、獺皮、海豹、とゞの皮を腰に巻き、己が命とゝもに惜しむところの鷲の名羽、海豹、とゞの皮を腰に巻き、己が命とゝもに惜しむところの鷲の名羽、に懸けて侍りける宝を、太子の御前に備へ置き、「しかるべくは命と等に懸けて侍りける宝を、太子の御前に備へ置き、「しかるべくは命と等に懸けて侍りける宝を、太子の御前に備へ置き、「しかるべくは命と等に懸けて侍りける宝を、太子の御前に備へ置き、「しかるべくは命と等に懸けて侍りける宝を、太子の御前に備へ置き、「しかるべくは命と等に懸けて侍りける宝を、太子の御前に備へ置き、「しかるべくは命と等に太子のたまひければ、夷ども各異口同音に名乗り申さんとす。時申せ。」とのたまひければ、夷ども各異口同音に名乗り申さんとす。時中せ。」とのたまひければ、夷ども各異口同音に名乗り申さんとす。時は夜又神童、菊珍童といへり。その他召し具するところ千島の無類の夷は夜又神童、菊珍童といへり。その他召し具するところ千島の無類の夷は夜又神童、菊珍童といへり。その他召し具するところ千島の無類の夷は夜又神童、菊珍童といへり。副将軍は夜又神童、菊珍童といへり。日本の神なら同音に声を挙げて感じ奉る。君の御意さらに違い給はず。日本の神なり。」と深く信仰奉るなり。

誅すべきよし、君臣一同に詮議す。既に相定まりぬ。今は東西南北より一人も本国に帰らず誅せらる。今昔の旧例をもつて一人も助くべからず皇の御時、汝らが先祖の夷ども、今の如く多くの眷族を引率し日本を従皇の御時、汝らが先祖の夷ども、今の如く多くの眷族を引率し日本を従の所存、何事ぞや。凡そ上代を聞こし召せば、我朝の人王十二代景行天の所存、何事ぞや。凡そ上代を聞こし召せば、我朝の人王十二代景行天の所存、何事ぞや。凡そ上代を聞こし召せば、我朝の人王十二代景行天の派をよる。

朕らもとより此いはれ弁へ知らず。先代にも後代にもこの国を従へんと22 の思ひをなし、やゝ久しうして申しあぐるやう、「誠に愚かなるかな、 たまひければ、諸々の夷ども口を閉じ、物をも申さず。夷ども深く信仰 て、この国の主となるべきや。努々思ひよるべからざるもの也。」との 千万の大勢適ひ難き夷ども、いかでか日本国の多くの神明の氏子を従へ しかればすなはち我生まれて僅か十歳なり。自ら一人の力用にだにも数 し給へり。かるがゆへに神の氏子としてその力用、他国の夷に勝れたり。 の造り出し給へる国なれば神国と名付け、上不の諸人はまた神明の生育 のか対揚に及ぶべきや。誠に我朝は粟散辺土の小国也といへども、神明 らんといふこそ所存の外に思し召せ。それ夷らが形鬼神に同じ、身もま 国賜りて、臣らが進退せん。」と申奉る。太子重ねてのたまはく、「抑汝 た鬼神の力用あり。その勢雲霞の如し。各々同心合力して前にはなにも らが所存、両条とうに確かに聞し召す。中にも日本国を従へて国王とな 日本国を悉く横領までこそ叶ひがたく侍るとも、王城より東、日本を半 て侍りけるを、一人も生きて本国に帰し給はずして失はる。かるがゆへ 給ひければ、四人の大将軍一同に答へ申してい はく、「誠に君の仰せの がために、密かに発向せり。とく/~己らが所存を申すべし。」と 貴め ず。しかるに阿児は殺生を深く戒むる間、かなはぬまでも汝らを助けん に一に先祖の会稽の恥を清めんがため也。二つには又先祖か所存の如く 如く、昔臣らが先祖の夷、千島の荒夷どもを相催ほし、此国に罷り渡り 軍兵雲霞の如く馳せ来たるらん。汝らが命助からん事一人もあるべから 思ひかけ侍る事、誠にもつて愚か也。しかるべくは命ばかりを助け給の。」と降を乞ひ奉り侍ければ、太子答へてのたまはく、「抑、我今汝らい。」と降を乞ひ奉り侍ければ、太子答へてのたまはく、「抑、我今汝らい。」と真め伏せ給ひければ夷ども三輪川にて手を洗ひ口を濯ぎ、かのし。」と真め伏せ給ひければ夷ども三輪川にて手を洗ひ口を濯ぎ、かのし。」と真め伏せ給ひければ夷ども三輪川にて手を洗ひ口を濯ぎ、かの上。」と真め伏せ給ひければ夷ども三輪川にて手を洗ひ口を濯ぎ、かの上。」と真め伏せ給ひければ夷ども三輪川にて手を洗ひ口を濯ぎ、かの上。」と真め伏せ給ひければ夷ども三輪川にて手を洗ひ口を濯ぎ、かの上。」と降を乞ひ奉りければ、太子答へてのたまはく、「抑、我今汝らが命を助け、本国に帰る。と替ひ侍るに、大に喜びの余りにを被り子々孫々悉く皆絶え滅びん。」と誓ひ侍るに、大に喜びの余りにを被り子々孫々悉く皆絶え滅びん。」と誓ひければ、夷どもいよく太郎明さましく、世に現れ給ふ三輪の大明神、総じて百王宗廟の御罰を被り子々孫々悉く皆絶え滅びん。」と誓ひければ、夷どもいよく太々に至めの方となるといいは、大に喜びの余りになる。

白

居す。これ静かに道を修せんとなり。恵慈、恵惣とり申て、元興寺より妃30 の神祇宮中に影向し給ふ。それより葦垣の宮を神やの村と名付け、四月 子勅使として神祭して、すなはち夜に入て俱具を儲け、庭火を整へたき、 馬寺、日本には六波羅寺この三つの寺は北向きに門あり。信濃の国に妹 日本国には仏法最初の天王寺これなり。天竺には那蘭陀寺、震旦には白 祇園精舎これなり。震旦国には漢の明帝の代に興生寺、白馬寺これなり。 善光三世の契約の御事。天竺の伽藍の初めは須達長者建立せし一百余院、 はく、国中に用水堤を築かしむ。これをは以前に池ありといへども、ま は黄金をもつて記す。皆古文なり。太子四十の御年九月、太子奏してい るべし/〜妙法源起覚如蜜水より、件の札は一尺一寸の白金なり。文字 と号す。甘水龍宮より流れて京辺に留まり、これを飲むに命を増す。知 行す。閼伽井の額の札にいはく、和州高市の郡に霊池あり。安居院の井 十六日より安居を初めて行ふ。七月十六日に至りて九旬なり。夏堂に閑 太子七宝の幣帛を捧げ啓上し給ふあいだ、承るもの皆悲涙をながし大小 なる大井の事なり。此川を大井川と名付くなり。日本の井溝の初めなり。 大和より築き始めて、山城の国に大なる溝、栗隅に掘る。これ嵯峨の南 池に築き込め、空しく落ち行く川を堰き上げて田の用水とせり。されば さしく田のために池の堤を築く事なし。これより初めて流れ過ぐる水を 善光寺の如来の御事、天竺月蓋長者、百済国にては聖明王、日本には 白露に苔の衣はしほるとも月の光は濡れんものかは

妄念煩脳の心、提婆邪見によつて如来の正覚現り。守屋が悪行によつて

といへる。ともにまたしかなり。卑因単星をもつてならざるなり。佛神 本進同一躰なるを、かれを秘し、これを知らず。守屋と太子の意楽名別 太子の慈悲は善悪に対敵す。迷ひ悟りに向ふ理なり。天台の心因果不二

天 「二つはあふしう水川に いたる岩根と云里有」 里。あり」 にいたり。いわねといふ みじんづらのかふら矢を

3 2 1 聖「何千万億」国「いく千億」 異「あんふゐ」 異・国「いしひらき石ふ 万「安穏無為」 国「あんをんふゐ」 天「あんふひ」 万「石開之石踏」 聖「壺ノ石踏」 天「石ひらき石ふみ」 異「ゐくせんおく」 万「何千万」 天「いく千万」 「安穏無為」 7 6 5 異「二つは奥州みつ川にい 天「奴々」 国・万「抑」 異「そもく」 万「案否」 天「あんふを」 異「あんひを」 聖「抑々」 国「安否を」 聖・万「今」 国「いま」 天「いまた」 たるいわねといふさとに 「案否」 10 9 8 国「無形」 異「むきやう」 天「無きやうに」 異「はらべんちやらの御ゆ 聖「無言形」」 万、該当ナシ。 聖「逸済浦ノ」 国「逸済郡のうみの」 天「逸済郡の海の」 異「めかのこほりのうみ」 万「一奥州三般砂摩堕付 聖、該当ナシ。 みしんつうのかふらやを 三河国堕付今岩根云処是 13 12 11 国「こつひ」 天「たつい」 異「たつひ」 万「乱転」 聖「乱転」 国「らんでん」 天「とんらん」 異「らんでん」 万「鏑矢」 聖「角カフラ」 国「つの」かぶら」 異「つけのかふらや」 天「つのゝかふら」 国「方便定の御弓に神通の 聖「方便定ノ御弓ニ智慧神 とつて」 「紺皮」 通ノカフラ矢取テ かふら矢をはけて」

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

国「二つはあふしうみつ川

天「ほうへんちやうの御ゆ

4

万「虎皮」

	18						17					16				15				14	
天「一に」	2 異・国「一には」	万「一同食議」	聖「一同众義已」	<u>د</u>	天「一同にせんきすすて	2	異・国「一同にせんぎすで	万「奉」信敬」」	聖「奉」信敬」ケル」	国「しんがらし奉る」	天「しんかう奉る」	異「しんかうし奉る」	万、該当ナシ。	聖「爾ノ時」	国「その時」	異・天「時に」	聖・万「遠霞」	国「遠霞」	天「遠露」	異「ゑんか」	同朋学康佛教文化研究所和要第十一号!
				22					21						20			19			第十
万、異文。	聖「臣等」	国「臣等」	天「ちんら」	異「しんら」	万「信敬」	聖「信敬」	国「しんはん」	天「しんかふ」	異「しんかう」	万、該当ナシ。	聖「合力 前ニハ」	には	国「かうりよくしてすゝむ	へには」	異・天 「かうりよくしてま	聖・万「共」	天「とうに」	異・国「ともに」	ガロご	聖「一コハ」	号.
				26						25					24					23	
万、該当ナシ。	聖「世道」	国「せいたう」	天「代せひとう」	異「たう」	万、該当ナシ。	聖「大慈悲之余」	国「大しひのあまりに」	りにし	天「大きによろこひのあま	異「太子じひのあまりに」	万「子々孫々」	聖「子々孫々」	国「子と孫と」	天「しゝそん~」	異「しょそんべく」	万「臣等」	聖「臣等」	国「田等」	天「ちんらか」	異「しんら」	
		31			30			30				29			28					27	
国・聖・万、該当ナシ。	天「あらはり」	異「あらはる」	国・聖・万、該当ナシ。	天「是はいせんに」	異「是はせんに」	国・聖・万、該当ナシ。	天「妃行す」	異「しきやうす」	聖、該当ナシ。	国、該当ナシ。	天「さんこうせん」	異「きんぷうせん」	国・聖・万、該当ナシ。	天「しやうしゆせん」	異「りやうしゆせんの」	万、該当ナシ。	聖「東夷西征等」	国「東夷西戎とう」	天「とうせひ」	異「とういせいぢうとう」	アナ

国・聖・万、該当ナシ

天「意楽名別なり」

太子十一歳

道を巧み出し侍りける人は、震旦の天子堯王ならびに子建と申しける人次に石の御遊びと申すは碁、双六盤の上の御遊ども也。抑も始めて此

石弓の遊びと名付け侍りき。この他に又詩歌、管弦とうの御遊びは中々読みも連ね給へり。かるがゆへにかの御弓の遊びこの石の御遊びどもをお乱して、片時の間に文字の次第を選び合わせてこれを順次次第に悉くの初めて創り出し給へり。かやうの石の遊びにおゐても太子悉く通達しの初めて創り出し給へり。かやうの石の遊びにおゐても太子悉く通達し

申すに及ばず。一切の諸道におゐて芸能を極め給へり。

猶大地の底、十六万八千由旬の金輪際まで射通し給ひ侍りき。まで遠く聞こえ、引き放し給ふ御矢は過たず厚さ三尺、七皷を射通しぬ。は、祖父獅子短王の御弓、五百人して張りけるを召し出され、七歳の御は、祖父獅子短王の御弓、五百人して張りけるを召し出され、七歳の御は、祖父獅子短王の御弓、五百人して張りけるを召し出され、七歳の御は、祖父獅子短王の御弓、五百人して張りけるを召し出され、七歳の御は、祖父獅子短王の御弓、五百人して張りけるを召し出され、七歳の御芸に、大郎の一切の芸能、まで遠く聞こえ、引き放し給ふ御矢は過たず厚さ三尺、七皷を割通し給ひ侍りき。

は不思議なりける御事どもなり。は不思議なりける御事どもなり。は不思議なりける御事どもなり。しこうして後には万里の虚空に登り給ひければ、諸人目を驚かして仰天し侍りき。凡そ大聖大権の空に登り給ひければ、諸人目を驚かして仰天し侍りき。凡そ大聖大権の空に登り給ひければ、諸人目を驚かして仰天し侍りき。凡そ大聖大権のって登り給ひければ、諸人目を驚かして仰天し侍りき。凡そ大聖大権のって登り給ひければ、諸人目を驚かして仰天し侍りき。凡そ大聖大権のって、遠く陸地を走り給へて、世が得い事を得、或ひは竹馬に鞭強、西野山の東京に伴び給ひて、

かやうに武芸の御遊び終つて、その後又、文芸を教へ給へり。時に太子の御兄弟の王子たち、並びに人々の公達、総じて卅六人の童子らに御子の御兄弟の王子たち、並びに人々の公達、総じて卅六人の童子らに御子の御兄弟の王子たち、並びに人々の公達、総じて卅六人の童子らに御居へ奉り、八方に立ち別れて、同じ時に声を上げて、異口同音に読み上げ侍りけるを、太子いづれも悉く聞こし召し上げて、異口同音に読み上げ侍りけるを、太子いづれも悉く聞こし召し上げて、異口同音に読み上げ侍りけるを、太子いづれも悉く聞こし召し上げて、異口同音に読み上げ侍りけるを、太子いづれも悉く聞こし召したけんの童子の如く連日の御勝負に太子等しき人更にましまさず。かの三十き。かくの如く連日の御勝負に太子等しき人更にましまさず。かの三十六人の童子の交名をば末代のために大和の国法興寺の講堂の壁板に太子御自筆に書き付け給へり。時に太かやうに武芸の御遊び終つて、その後又、文芸を教へ給へり。時に太かで御兄弟の一々、銘々にいづれも流水の弁舌滞りなく答へたま侍りの文字の訓真を一々、銘々にいづれも流水の弁舌滞りなく答へたま侍りの文字の訓真をである。

雲見王子 難波王子 早来王子 石見王子 大原王子 小嶋王子 磨子親王 简嶋王子 米目王子 小林王子 大原王子 小嶋王子

雲客の君達その御交名とうを書き連ね給へり。これは皆、太子御兄弟並びに御一門の王子たちなり。つぎには又、卿相、

鳥羽童子 嶋角童子 遠山童子 桧隈童子 小松童子 弓取童子 小嶋童子 馬耳童子 高松童子 早走童子 鬼取童子 早目童子 山路童子 以上三十六人也 葛¹¹ 来童子 鬼勝童子 足軽童子 板住童子 縄手童子 岩手童子 十市童子 走出童子 田¹² 片山童子 月願童子 椿木童子

抑も此三十六人の童子たちは、皆これ大聖権者久位通達の大菩薩等也。

蓮華三昧経文云

帰命本覚心法身 常住妙法心蓮台 本来具足三身徳

無辺徳海本円満 還我頂礼心諸佛

三十七尊住心城

普門塵数諸三昧

遠離因果法然具

どもなり。能化聖徳太子を加へ奉り、卅七尊に満じ給へり。し此の太子十一歳の御時の石弓の御遊び、三十六人の童子は一会の所化この経文によりて慈覚大師、聖徳太子を嘆徳し奉り給ひけるなり。ただ

時より又、父用明天皇の勅定にて八耳の皇子と名付け奉り給ひけるなり。ありて、宮に還御なりて、妃に告げての給はく、「抑この厩戸の皇子、六人の童子を八方に立てゝ唱ふる言葉を同時に悉く聞き分け給へば、今に、時々夜々の御振舞ひど耳目を驚かし奇特ども誠に様々なり年々歳々に、時々夜々の御振舞ひど耳目を驚かし奇特ども誠に様々なりかくの如く連日の御遊びどもを父用明天皇、木陰に立ち忍びて御叡覧かくの如く連日の御遊びどもを父用明天皇、木陰に立ち忍びて御叡覧

遠く天竺をとぶらふに釈尊の在世、十大御弟子目蓮尊者は天恨自在の	3 異「しづむ」	
徳を備へ給ひけるとも、今我朝の聖徳太子は劣らざりけり。又震旦をと	天「しつめ」	7 異・国「すへ」
ぶらへば漢家の天子初めて第三代、黄帝と申ける国王の御世に十人の臣	国「しつむ」	天「おすえ」
下ありき。釈尊十大の御弟子の如し。各々皆一徳を身に具足し侍りき。	正「シッム」	正「スへ」
徳黄帝の十徳を備へ十人の臣下の中に離朱、伶倫とて二人の臣下侍りき。	4 異「ぎやうちうざぐわに	8 異「給ひ侍りき」
離朱と申ける臣下は天眼自在の阿那律尊者の如くに眼明らかなる徳を備	լ	天「給はんへりき」
へ、居ながら千里の外に蚊の片腿の落ちたるを明らかにこれを見る。伶	天「さくわし」	国「給ひ侍りき」
倫と申しける臣下はまた天耳自在にして目蓮尊者の如し。耳の賢き徳を	国「ぎやうぢうざぐはし」	正「給けり」
具して、これも又居ながら千里の外に蚊の泣く声を明らかにこれを聞き	正「行住座臥シ」	9 異・天「れん日の」

ずといへども宮中に居給ひながら、天竺、震旦十方の事を皆照覧し、古 世了達の御知恵朗らかなりといへども、随類応同の前には不思議なりけ 人の童子言葉を悉く弁へ給へり。誠に聖徳太子の御本地は救世観音、三 への伶倫が耳にあらねども榻の上に座しまし、かくて本朝日域の三十六 今找朝の聖徳太子も又々かくの如し。昔の離朱が明らかなる眼を備へ

る御事どもなり。

1

異「なんしの身もつとめ」 天「なんしみもつとめ」

2

異・天「そなへ」

正「ソナヘリ」 国「そなへたり」 侍りき。

6 異、欠文。 天「一さひのなん字を調さ 正、該当ナシ。 国「おひて」 天「覚へて」 10 案、底本の衍字「の」を一 字削除。

ることはなとくとも

国「一さいのなん字をとと のへ逆記なぞくとも

正「一切ノ難字ヲソロエテ

12

異「田はくのとうじ」

正「連日ノ」 国「連日の」 日の」

5

異「をゐて」

異・国「太子にひとしき」

天「太子ひとしき」 正「太子こ」

異「かつ木とうじ」 国「葛木童子」 天「葛木童子」

11

正「葛木――」

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

正「男子ノ身モツトモ」 国「男子の身はもつとも」

八 九

13 天「世島 大「田辺童子」 天「田辺童子」 天「田辺童子」 天「明辺童子」 下「田辺童子」 下「りしやう」 下「利生」 下「利生」	19 正「十第子の基随一」 天「天恨じさひ」 天「天恨じさひ」 国「天耳自在」	船して我朝に渡りき。九月下旬の頃に、津の国難波の浦に着き侍りけれた。と申す賢人を尋ねえて、相伴ひて帰朝仕り侍りける時、かの日羅上、大、折り節百済国に渡りて、日本に罷り渡らんとする時に、井北達と同大、折り節百済国に渡りて、相伴ひて帰朝仕り侍りける時、かの日羅上人、折り節百済国に渡りて、日本に罷り渡らんとする時に、井北達と同大、折り節百済国に渡りて、日本に罷り渡らんとする時に、井北達と同大、折り節百済国に渡りて、日本に罷り渡らんとする時に、井北達と同大の頃高麗国の沙門、日羅上人将来せり。それ我朝の人王三十一代の太子十二歳
14 異・国「げきしんを」 天「けきしんを」 天「けきしんを」		る由を、太子聞し召して窺ひ御覧ぜられける時、御姿をやつし、御かたは、我朝の王城よりは群臣その数を知らず行き向かひ問答せられける。が、我朝の王城よりは群臣その数を知らず行き向かひ問答せられける。船して我朝に渡りき。九月下旬の頃に、津の国難波の浦に着き侍りけれ船して我朝に渡りき。九月下旬の頃に、津の国難波の浦に着き侍りけれ
15 異「あそびともを」 天「あそひどもを」 エ「逆臣ヲ」	天「しちの上にさしましかて」 異「しちのらへにましく	部の中に立ち交はりましく〜て肩を並べ袂を連ね、遊び戯れて、何とな二歳の下種童部十余人召し具して、太子、難波の浦に行啓して、下種童ちを墨に塗り、麻の衣、縄の帯を結び下しましく〜て、同じ程の十一、る由を、太子聞し召して窺ひ御覧ぜられける時、御姿をやつし、御かた
	正「榻上ニ座シ給ヒテ」て」で、「榻の上に座しましくくて」	る童子なり。相語らひて来たるべし。」とい へ り。太子御耳賢こき御事る童部、身に通力あり。心に神力あり。しかん~の衣裳の色の紋を着た十余人の童子の中に太子を怪しみ奉りて、奴に告げて曰 は く、「こゝなきやうにて、大国の旅人どもを窺ひ御覧ぜられけるに、日羅上人、かの
17 異「十大御弟子そのずい一年「十大御弟子そのずい一年」	21 天「とうし」 天「とうじの」	と思ひ侍りけれども、遂に叶はず、手を空しくてまかり侍りぬ。つ外しつ、相近く逃げ去らせ給ひければ、日羅上人は只今捕らへ奉らん人急ぎ船より飛び出て追い奉る。太子御後の御衣を日羅上人の手に掛けなれば、この由を聞し召し、やうやく逃げ去らせ給ひける。時に日羅上

日羅上人もまた、身より光明を放ち、 時、たちまちに感応ありて、眉間より光明を放し、日羅を照らさせ給ふ。 御心を答へ給ひ侍りける。かくの如く太子の御本地観音と礼し給ひ奉る 方浄土より、東方日本国に来たつて、仏法を広め、衆生を利益すといふ り。「従於西方来誕生 開演妙法度衆生。」太子これも三度、 押し 返 し 昔の師匠は遙か老人の体にておはしますべきに、二生に形を改め給ひぬ へ侍りけるなり。時に太子とりあえず次の利生句の文を付けて唱へ給へ 救世観世音の垂迹、東方日本粟散国の王位に生まれ給へりといふを、唱 方粟散王。」と押し返し~~、三度礼し奉りけるなり。 文の心は本 地 は 利生を施し侍りける也。その礼文に曰 はく、「敬礼救世観世音 伝灯東 近くは補陀落世界の教主也。しかるに今かくの如く、随類応同して大悲 ぬる事かな。抑も太子の御本地を尋ぬれば、遠くは極楽浄土の補所大士、 しくかの御弟子なりといへども、未だ先身を改めず、八旬の老体となり れば、僅か、十一、二歳の童子となり給へり。悲しきかなや、我身は正 りけるは、これは正しく我本地、生生まれ替はり給へり。哀れなるかな、 日羅上人、庭上に膝まづき、頭を地に着け、涙を流し心中に思ひ連ね侍 て常に召さる」ところの赤衣を着給ひて、難波の浦に行啓なりければ、 侍りければ、一人は阿児か先生の弟子に日羅上人と申す僧にて侍り。今 は心安く御許しを被りて、先生の事どもを互いに清談すべく 侍 れ。」と **〈〜唱へ給へり。文の心は御本地は救世観音、無緑の慈悲に催され、西** 太子は父の天皇に申させ給ふ や う、「抑大国の旅客どもをよく窺ひ見 互ひに照らし侍りき。その時、太

敬の思ひをなし、随喜の掌を合はせり。子の御供の人々、並びに日羅上人の召し具するところの僕ども、各々信

しけん、生を替えずして命の中に只今二生の師匠を見奉るこ そ 嬉 し け 年を送り、悲しみて日を重ぬ。しかるに蓬萊山に渡りて不死の薬をや服 の島に吹き付けられ、ある時は又百済国に至り、今年七か年の間嘆きて ひとへに俗人に異ならず。高麗国より思ひ立ち心の引くに任せ、京海中 悪風に放たれ、昔僅かに名のみ聞きし蓬萊山に至りぬ。順風を得ずして り、万里の波に漂ひ、御行方を尋ね奉るほどに心に任せざる海上なれば、 先生の事を悟る。昔君に別れ奉りて後は、乳飲み子の女を失へる心地し14 かの島に年月を重ね、船中、波の上に心身を苦しめ、鬚髪も長じぬれば、 給ひしによつて、君衝山御入滅の後、六年に相当たりて、一葉の船に乗 て、一日片時も本国に心停まり侍らず。東海日本国に生まるべしと示し き。時に日羅悲嘆して曰はく、「悲しきかな。只今太子御鷩覚により て ば、日羅もともに涙を流す。太子の御供の人々も同じく哀れを催し侍り 逢ひがたきは生死無常のならひなり。」とて太子も御涙を流し給ひ けれ の師匠なれども、二生に替はりぬれば、古躰を改め、幼稚、幼弱の童子 霜を垂る。残る命は幾許ならず。見るにつけても哀れなり。我は汝が昔 なり。我生を隔つといへども昔の事は少し忘れず。誠に別れやすくして、 なりといへどもその体、老々として頭に三冬の雪を戴き、眉には八字の 契りは深重なり。汝は未だ生を替えず、昔の体なり。かるがゆへに弟子 その時、太子日羅を近く召して宣 はく、「抑阿児と汝と多生の師弟の

聖「罷返り侍リヌ」	国「まかりかへり侍りぬ」	天「まかり侍りぬ」	3 異「まかり帰り侍りぬ」	正、異文。	時 <u>.</u>	聖「被:御覧」ケル御躰是也、	国「御覧せられけり時に」	天「御覧せられけるに」	にし	2 異「御らんせられける時	正「御カホニスミヲヌリ」	聖「御貌途言黒」」	国「御かほにすみをぬり」	<u>p</u>	天「御かたちをすみに ぬ	р	1 異「御かたちにすみをぬ		けり。	れ。」とてさめぐ〜と打ち泣き侍りければ、太子もともに涙を流し 給 ひ
7 異「ほんし」	万「御行成」	正「御幸成給へり也」	也	聖「成! 御行 ケル御躰是	国「御行なりける」	は	天 「きやうけひ なりけれ	6 異「みゆきなりける」	正「前生」	聖「先生」	天・国「せんしやう」	5 異「ぜんじやう」	聖・正「先生」	国「せんじやう」	天「せんしやう」	4 異「ぜんしやう」	正「皈侍ヌ」			は、太子もともに涙を流し 給 ひ
			11						10			9					8			
	国「じんぢう」	天「しん中」	11 異「ぢんちう」	正「上下ノ旅客」	聖「上下ノ客」	重書。	国「客とも」「僕」の上に	天「ほくとも」	10 異「かく」	正「無縁」	聖「無縁」	異	正「両句ノ文」	聖「両句文」	国「両句の文」	天「りせうのもんのもん」	8 異「りやうくのもん」	聖・正「本師ノ」	国「本師匠の」	天「本地しやら」
				正「上下ノ旅客」	聖「上下ノ客」	重書。	「客とも」「僕」の上に 14		異「かく」	「無縁」	聖「無縁ジ					「りせうのもんのも	異	聖・正「本師ノ」 12		天「本地しやう」
			異「ぢんちう」	「上下ノ旅客」			「客とも」「僕」の上に 14	天「ほくとも」 聖「太子」	異「かく」	「無縁」	「無縁」	異・天・国「むえん」	「両句ノ文」			「りせうのもんのも	異「りやうくのもん」	・正「本師ノ」		天「本地しやう」 聖「深重」

九二

太子十三歳

の時大臣、随喜の涙を流して瑠璃の壼に納め奉り給ひき。太子かの仏舎 ず。ある時は御舎利鉄散の中につと入り、ある時は鎚の中に入り給ふと を打ち奉る。その金床と鎚とは悉く砕け破るといへども、御舎利は損ね いへども、仏舎利はさらに砕け給はず。いよ丿〜光明を放し給へり。こ 生疑ひを除かんがため、鉄の質の上に置き奉り、鉄の鎚をもつて、これ 応の空しからざる事を喜びて、一には舎利の真偽を弁へ、一は末代の衆 金色の光明を放し、忽然として飯の上に飛び現れ給へり。こゝに大臣感 にして、三七日の間潔斎一食にして祈請せられければ、一粒の御舎利、 仏舎利を祈請すべし。」と教化し給へり。よつて蘇我の大臣信心を 専ら れ仏法遠きに非ず。心中にして即ち近し。宜しく汝ら信心を専らにして、 は必ず仏舎利の器物也。もつともかの塔婆に仏舎利を崇め奉るべし。そ 日本最初の仏閣也。太子かの寺の宝塔を御拝見ありて宣はく、「抑宝塔 を豊浦とこれを申す間、世の人かの御堂を豊浦寺と申し伝へ侍り。これ 悉く造り終つて、寺号をば興厳寺と、太子御自ら書き給ふ。今は所の名 かの仏閣と申すは、金堂三間四面、講堂七間二面、五十六間僧坊、鐘樓 諸共に拝し奉り供養し給ひける。時に太子蘇我大臣を教化し、願主とし て、初めて大和の国高市の郡豊浦の庄内に大伽藍を建立し給ひき。凡そ 大王より日本の国王へ贈り奉り給へり。かの本尊を太子と蘇我の大臣と 字、二階楼門一宇、五重宝塔一基。右この大伽藍を、太子十三の御年、 秋九月に、弥勒の石像一体、並びに二臂の如意輪観音一体、百済国の

興すべし。これ誠に如来の真たつなり。」とて、かの豊浦寺の五重 の 塔功徳成就の人なり。自今以後汝と契りを結びて、善友知識として仏法をにおゐて多生の間修行せしかども、仏法奇特を現す事希なり。汝は既に利を拝し給ひて、感涙をおさへ、大臣に告げて曰 は く、「我前生に衡山

の心柱の下に納め給ひにき。

強殺盗等を恐れ、日夜朝暮に水火盗賊の難を憂へて心身を苦しめ、一生山立、海には海賊とうの路次の煩ひに肝を消し、身を疲らかし、里には遠近に求め、東西に尋ぬるに炎天に汗を流し、極寒に水を凌ぎ、山には遠近に求め、東西に尋ぬるに炎天に汗を流し、極寒に水を凌ぎ、山には神世間の財宝と申すは、火宅の福業なきもの今生に全く感得しがたき

僧の宝この三つ即ちこれなり。 僧の宝この三つ即ちこれなり。

も消滅すと也。
も消滅すと也。
も消滅すと也。
をれ一切の仏菩薩は格別の願不思議にして一称一礼の結縁をもつて現当二世の願望を助け給へり。拝し奉るに滅罪生善の徳あり。かるがゆへに二世の願望を助け給へり。拝し奉るに滅罪生善の徳あり。かるがゆへにたづ初めに仏宝と申すは一切の絵像、木像等の仏菩薩の像これなり。

へに三の宝の中には聞法功徳をもつて第二の宝とし給へり。 にも聞きがたし。一仏の名字は優曇華の譬にあらずといへり。かるがゆ法各と演説し給へり。此ゆへに弘法大師の御釈には、一句の妙法は億劫理趣品には、殺害三界不陀悪趣と説き、又大経には、設満大千火直火聞理趣品には、殺害三界不陀悪趣と説き、又大経には、設満大千火直火聞明がよる。 大般若経

第三の宝には一切の僧比丘尼等これなり。かくの如く三宝を太子初め第三の宝には一切の僧比丘尼等これなり。かくの如く三宝を太子初めり。一切衆生の引当二世を助けたるありがたき法を第二の法宝とし給へり。「切衆生の引当二世を助けたるありがたき法を第二の法宝とし給へり。第三の宝には太子六歳の御時、百済国より渡し奉らる」ところの経論二百余巻、一切衆生の現当二世を助けたるありがたき法を第二の法宝とし給へり。第二の宝には百済国の住侶、善光寺の如来の御供として日本に渡り侍りしき聡、慧弁と申して、二人の高僧をかの最初の御建立の興厳寺に住せしき。

背き奉るべき。」と申されければ、太子教化し給ふやう、「それ多生曠劫背き奉るべき。」と申されければ、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らても未だ聞かざる事にて侍れば、出世よと仰を被る事とも、夢にも知らずして、各々進んで「何事にて侍るとも、君の御諚をばいかでか一言もずして、各々進んで「何事にて侍るとも、君の御諚をばいかでか一言もずして、各々進んで「何事にて侍るとも、君の御諚をばいかでか一言もずして、各々進んで「何事にて侍るとも、君の御諚をばいかでか一言もずして、各々進んで「何事にて侍るとも、君の御諚をばいかでか一言もずして、各々進んで「何事にて侍るとも、君の御託をはいかければ、

注 子の生年十三の御時よりの事どもなり。

1

に安置し給へり。誠に日本無仏世界三宝流布の功徳なりける事、聖徳太 随一なり。いま此善光寺の如来は難波の海より取り上げ奉り、彼の御寺 かるがゆへに太子十三歳にしてこの御寺より三宝の数調へ給ひし、その 名を賜りて一人をは善心、一人をは禅蔵、一人をは恵善と名付け給ひき。 たゞ今までは月益姫、日益姫、玉照姫と申されける人々、出家の後は法 肝に染みて、ことはり至極し侍ければ、三人の妓女たち各々未だ盛りな る花の体、月のかほばせ妙なりといへども、早く出家の形となし給へり。 たちまちに発心出家せり。まことに太子御教化の御言葉、胸に当たり、 たし。早く仏陀に帰依して卑しき女人、五障三従の体を改め、速やかに 事、ざん水にも過ぎたり。今日は長らふといへども明くればまた保ちが 三十二相の菩薩の身を得給へと懇ろに教化し給ひければ、三人の御乳母 情なり。盛んなる色止まらず、なをし走る馬の如し。人の命の無常なる **鸞鳳の鏡に影を並べ、芝蘭の契りを結べども、露の命の消えざるほどの** 沈みなば、出離いづれの世をか期すべき。哀れなるかな、鴛鴦の衾の下 りといへども、五障の苦しみ、三従の憂へ深くして、仏力にあらずは十 に比木の語らひをなせども、花の体を破れざる間の形なり。悲しきかな 方浄土にさらに望み難し。 たゞ生々世々に三悪道を住処として、地獄に にの益かあらざらん。なかんづくに一切の女人は花の体、かんばせ妙な の古郷に帰りなば、宝の山に入りて手を空しくするの戒め、後悔千万な にも人身を受くること希なり。たとひ人身を受くといへども、仏法に逢 **ふ事最も難しとす。今たま~~人身を受け、仏陀に結縁なく空しく三途**

> 異「むりやうおつこう」 聖「真骨」 万「一食持斎」 万「全身」 正「真骨」 国「しんこつ」 天「しんたつ」 異、欠文。 正、欠文。 国「じさい一じきにして」 異「ぢざい一しきにして」 聖「持済一食」 天「きつさひ一しきにし 6 5 国「がうたうせつだら」 聖「宿福」 天「こうせつたうとう」 異「がらせつ」 万、該当ナシ。 異「じゆふく」 正「宿福」 国「しゆくふく」 天「しゆふく」 万、該当ナシ。 正・過去ノ」 聖「過去ノ」 国 「強盗窃盗等」 「過去の」

2

覚什『聖徳太子伝記』翻刻並びに釈文(一)

4

異・天「くわたくの」

正・万「無量億劫」

聖「無量億劫」国「無量億劫」

7

天「繋契」

万、該当ナシ。正「殺盗強盗」

3

天「無りやうをつから」

五五

国「燦馮」

	ЯЯ	
	1	
	7	
	Ė	
	字团件	
	/ #	ŧ
	Į,	
	教	
	3	
	X	
	71	ĺ
	11	
	 文化研究所系要象 	
	74	
	2	
	۷,	
	P	١
	4	
	祁	
	丧	
	3	
	台	
	- 21	
	角片	۱
	-	
	두	
	1	
•		

天「直火聞法各」	10 異「ちきくわもんほうみや	万、該当ナシ。	聖·正「不随」	国「不堕」	天「不陀」	9 異「ふた」	万、該当ナシ。	障コト~~ク消滅ス」	正「三業ヲカストコロノ罪	聖、該当ナシ。	すし	国「三業不犯の罪障 消滅	やうもせうめつすし	天「三こうふほんのさひし	やうせうめつす」	8 異「三こうふほんのざいし	万、該当ナシ。	正「繋」馬」	聖「繋」馬」
en T	: F	14 Ħ	÷	æ	聖	13 E	75	π	聖	国	=	12	<i>T</i> ;	聖	国	11 異	Œ	聖	国
聖「助」	と「たすかる」	異 「たすくる」	万、該当ナシ。	正「助ケタマヘル」	室「助」	異・天・国「たすく」	万、該当ナシ。	正「南閻浮提」	三「南閻浮提」		天「なんせんふたひ」	異「なんしんぶたい」	万、該当ナシ。	主・正「釈迦」	四「釈迦」	ズ・天「しやか」	止・万、該当ナシ。	三「直過聞仏名」	1「直火聞法名」
18	2					17					16						15		
		正	聖	国	天	異	万	聖	国	天	異	万一	正	聖	国	天		万、	正
T l	,該	涓	╗.	. 1/\2	仏	جي	住	正	住為	住	ち	慧"	恵	====	. 1885 J	. "'	ぁ'	該	ダ
天「しゆつせよ」	万、該当ナシ。	「道ニ入ヌル」	「入」仏道」	「仏道にいる」	天「仏道にはれ」	「ふつだうに」	万「住持」	聖・正「住持シ」	「住持し」	「住し」	「ちうじし」	「慧聡慧弁」	「恵聡両弁」	「慧聡慧弁」	「慧聡恵便」	「ゑそうえへん」	異 「ゑさうゑへむ」	該当ナシ。	正「タスクル」
つせよ」	当ナシ。	こ入ヌル」	公仏道:	「道にいる」		つだうにし	持」	「住持シ」	持 し		うじし」	総慧弁 」		、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		名そうえへん」	※さうゑへむ」	当ナシ。	スクル」
	りつけたこ という というでは、「というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		『仏道』	<u></u>	道にはれ」 21 異「さむすいに も す ぎ た				持し」	20		^{総製} 子) 聖・万、該当ナシ。	一窓両弁」 国「ひぼく」	_	19	^ ك -			

聖・万、該当ナシ国「きぢよたち」

正「貴女達」

23

聖・正・万「善信」